

第4次小山市男女共同参画基本計画

～女性の活躍と男女共同参画の推進～

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に女性も男性も等しく参画し、共に責任を担い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、心豊かに生き生きと暮らせる小山市をつくるための計画です。

令和3(2021)年3月

小 山 市



はじめに

少子高齢化の一層の進行や人口減少に伴う生産年齢人口の減少、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような中、将来にわたって住みよい社会をつくるためには、多様な価値観や生き方が尊重され、誰もが能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年6月に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成16年6月には、「小山市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成18年から5年ごとに「小山市男女共同参画基本計画」を策定し、社会情勢の変化に対応した施策を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、性別による役割を固定的にとらえる意識や慣行がいまだに根強く残っており、働く場においても男女間格差の是正や女性の参画拡大、女性の能力発揮を促進するための取組はまだ十分とは言えない状況があります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に起因し、女性への家事・育児・介護等の負担の集中や、ドメスティック・バイオレンスの増加・深刻化などが問題視されており、特別な配慮が必要であるとともに、平常時におけるジェンダー平等の意識変革に取り組まなければなりません。その一方で、社会変革や人々の行動変容がもたらされており、「新たな日常」の構築につながるよう、必要な取組を加速させるとともに、柔軟に対応することが不可欠です。さらには、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）において、様々な問題解決に向けた目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、国際的にも、男女共同参画の推進が重要となっております。

このような状況を踏まえ、このたび、「第4次小山市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。この計画では、その一部を「第2次小山市女性活躍推進計画」と位置づけ、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮するとともに、活躍できる環境を整備できるよう推進してまいります。

人生100年時代を迎え、誰もが各々の希望に応じ、家庭・地域・職場・学校といったそれぞれの場で、個性と能力を十分に発揮することができるよう、市民・事業者・団体・関係機関の皆様との連携・協働のもと、男女共同参画の実現に向け取り組んでまいりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました小山市男女共同参画審議会委員、おやまF1評定委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関するアンケート調査にご協力いただきました皆様、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。



令和3年3月

小山市長

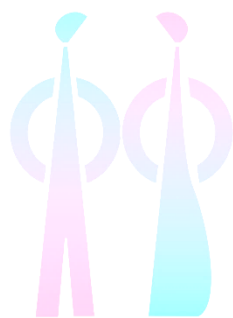
浅野正富

小山市男女共同参画都市宣言

わたしたちの住む小山市は、いのちと豊かな心、ゆとりと癒しを育む「水と緑と大地」の素晴らしい自然環境に恵まれ、古い歴史を有し、北関東の拠点都市として飛躍的な発展をとげている希望あふれるまちです。

わたしたちは、小山市民であることに自信と誇りを持ち、男女の人権尊重を基本理念に、「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは、性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に女性も男性も等しく参画するまちをつくります。
1. わたしたちは、一人ひとりが自立し、認め合い支え合って、心豊かにいきいきと暮らせるまちをつくります。
1. わたしたちは、次代を担う子どもたちに男女平等の教育を推進し、地球環境を守り、平和を愛するまちをつくります。
1. わたしたちは、男女が共に支え合いながら、家事・育児・介護・地域活動等を分かち合うまちをつくります。



平成13年6月30日

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定における背景	1
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
第2章 小山市の男女共同参画にかかる現状	7
1 統計データからみた市の現状	7
2 男女共同参画に関するアンケート調査結果	10
3 第3次小山市男女共同参画基本計画 評価指標の進捗状況	22
第3章 計画の目指す方向	23
1 目指すべき姿	23
2 基本理念	23
3 基本目標と施策の方向性	24
4 計画の体系	25

第4章 計画の内容 26

5か年の重点施策.....	26
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上.....	27
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	35
基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり.....	48

第5章 計画の推進

1 推進体制.....	59
2 進捗管理方法.....	59
3 成果指標一覧.....	60

参考資料 62

1 計画策定の経緯.....	63
2 小山市男女共同参画審議会委員名簿.....	64
3 小山市男女共同参画推進条例.....	65
4 女子に対するあらゆる形の差別の撤廃に関する条約.....	68
5 男女共同参画社会基本法.....	73
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	76
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	83
8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律.....	90
9 男女共同参画推進に関する年表.....	91
10 用語解説.....	96
11 おやまF1評定の経緯と提言.....	103

本書の見方

マークに関して

- * : 参考資料に用語解説があります。「10 用語解説」をご参照ください。
- ☆ : 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画(市町村推進計画)の指標です。

重点 : 本計画における5か年の重点施策です。

女性活躍 : 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく施策です。

新 : 本計画からの新規事業です。

F1 : 「おやま F1 評定」において提言のあった事業です。参考資料の「11 おやま F1 評定の経緯と提言」をご参照ください。

アンケート調査結果に関して

- ・ 男女の合計の数が全体の数と合わない部分があるのは、性別を回答していない回答者が存在するためです。
- ・ 複数回答の設問は、比率の合計が 100%を超える場合があります。

取り組む施策に関して

「第4章 計画の内容」の「取り組む施策」の中で、推進担当課を記載しております。一部、同一事業名に対して、担当課を/(スラッシュ)でつなげて記載しているものと、担当課に仕切りを付けて記載をしているものがあります。

「/(スラッシュ)でつなげて記載」 : 複数の担当課が共同で実施する事業

「担当課に仕切りを付けて記載」 : 担当課別に実施する事業



計画策定にあたって

1 計画策定における背景

(1) 社会状況の変化

近年、少子高齢化の急速な進行と人口減少社会の到来、AI*などの技術進歩、大規模災害の頻発化や世界規模の感染症拡大など、社会状況は著しい変化を続けています。このような中、「誰一人取り残さない」持続可能な社会への取組、多様性(ダイバーシティ*)を尊重する社会への変革を継続して進めなければなりません。これらの変化に伴い、一人ひとりの個性を尊重し、お互いを認め合い、それぞれの能力を発揮する男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。

(2) 国際社会の動向

国際社会においては、国際連合を中心とした動きと連動し、男女共同参画の取組が推進されています。

平成26(2014)年3月、国連女性の地位委員会において、防災・復興におけるジェンダー*視点の重要性を強調した「自然災害におけるジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*」について決議案が採択されました。また、平成27(2015)年9月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」(SDGs*)が採択され、「目標5:ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を促進する」が17の目標の一つに掲げられました。これを受け、平成28(2016)年5月には、G7伊勢志摩サミットにて男女格差の解消や、女性の進出について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のためのG7行動指針」が取りまとめられました。

さらに令和2(2020)年には、UN Women*(国連女性機関)によりCOVID-19*の世界的流行の影響で女性・女児に対する暴力は増加していることが発表されました。COVID-19*の発生以降、ロックダウンによる窮屈で閉塞的な住環境の下、安全・健康・金銭面の不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、女性に対する暴力、特にドメスティック・バイオレンス*(以下「DV」という。)の報告件数が増えている国があり、各国では様々な取組が行われています。

【男女格差(ジェンダー・ギャップ指数)に見る日本の順位】

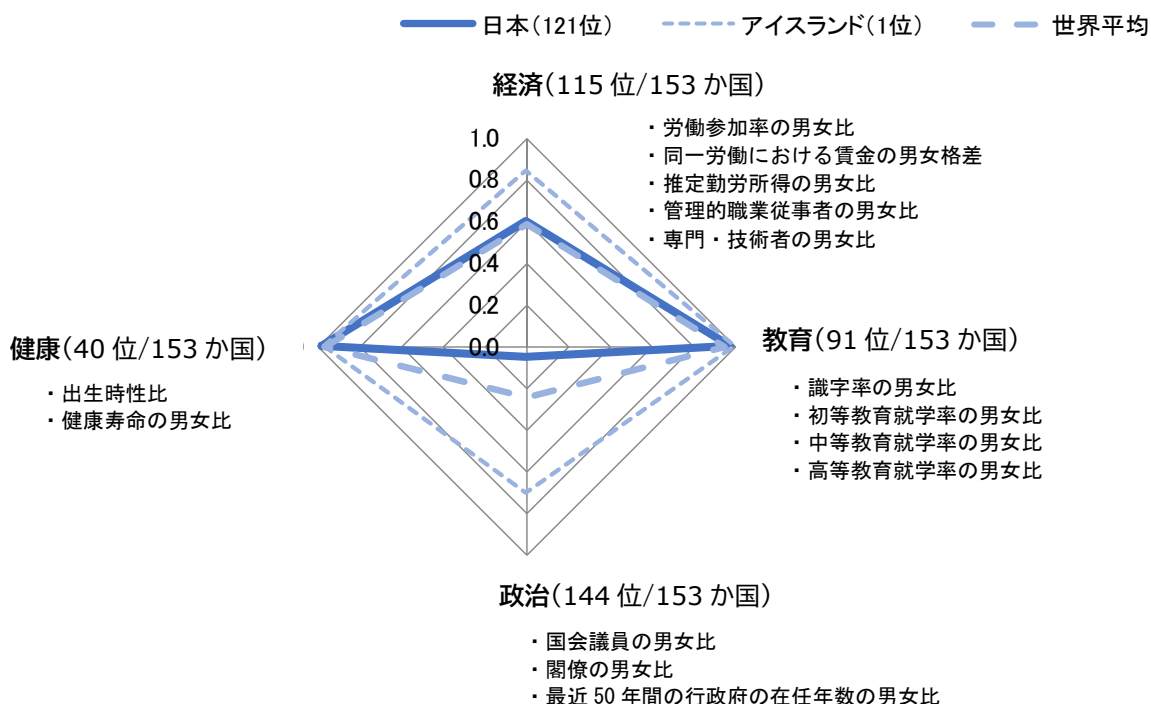
「ジェンダー・ギャップ指数」とは、世界経済フォーラムが毎年発表している、経済・教育・健康・政治分野の男女平等度を表す指数です。

令和元(2019)年12月に公表された「ジェンダー・ギャップ指数2020」における日本の順位は、153か国中121位と、前回の149か国中110位から順位を落とし、過去最低となっています。ほかの国々で急速に男女格差が縮小しているのに引き換え、日本はその変化のスピードから大きく後れを取っていることは明らかです。特に、政治や経済において諸外国と比べて男女間の格差が大きい状況です。

GGI(2020)
上位国及び主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	米国	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

世界経済フォーラム 2020 ジェンダー・ギャップ指数



(3)国の動向

国においては、男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。

平成11(1999)年の「男女共同参画社会基本法」(以下「法」という。)の制定以降、同法に基づく5年ごとの男女共同参画基本計画の策定や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション*をはじめとした様々な取組を進めてきました。

平成26(2014)年10月には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、平成27(2015)年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法*」という。)が成立し、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

平成30(2018)年5月には、男女の候補者の数ができるかぎり均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」が公布・施行されました。

令和元(2019)年6月には、DV が児童虐待と密接な関連があるとされ、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法*」という。)の改正がありました。

そして、令和2(2020)年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs*で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

の4つの視点を加え、目指すべき社会として提示し、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成13(2001)年6月に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成16(2004)年6月には、「小山市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市・市民・事業所の責務などを決めました。また、平成18(2006)年から5年ごとに「小山市男女共同参画基本計画」を策定し、社会情勢の変化に対応した男女共同参画の推進に関する施策を積極的に実施してきました。

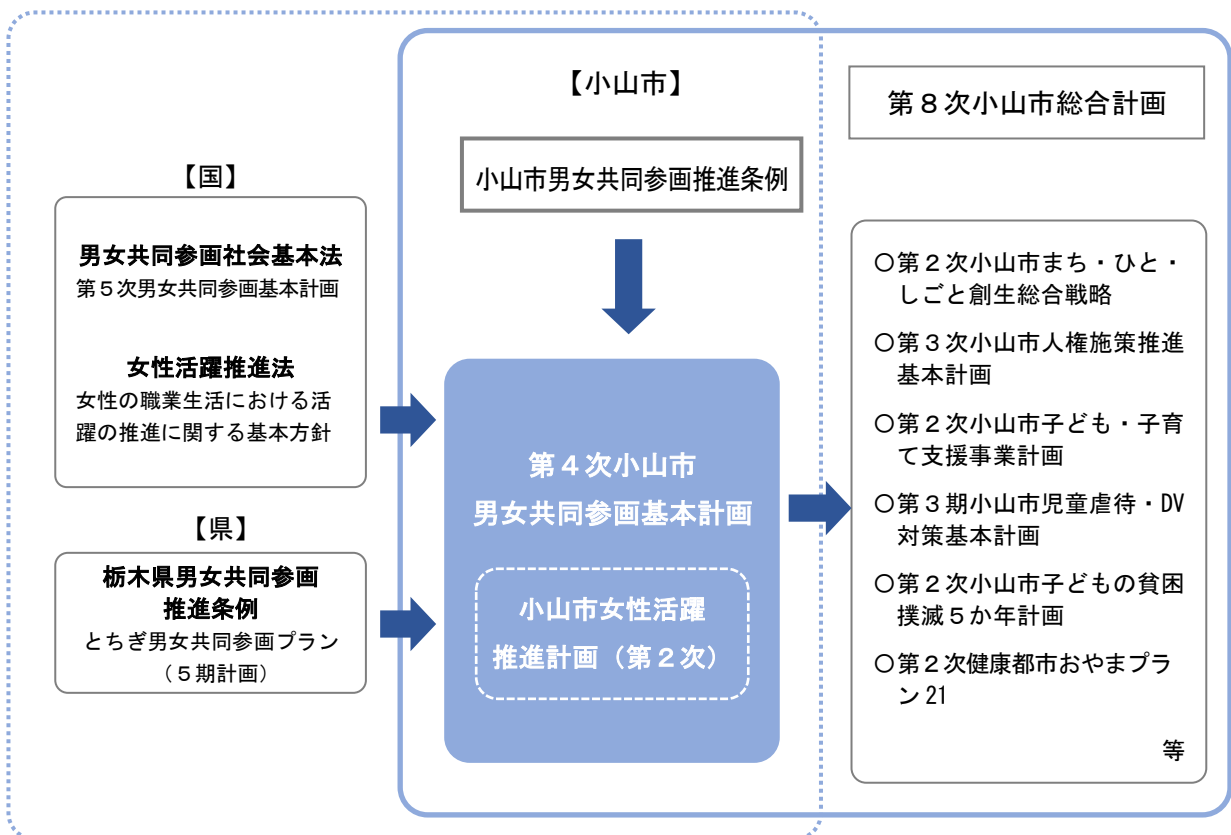
しかしながら、性別による役割を固定的にとらえる意識や慣行がいまだ根強く残り、DVや各種ハラスメント*の蔓延、政策・方針決定過程への女性の参画*や男性の家庭生活への参画が十分でないなど、多くの課題が残されています。また、性の多様性*への対応、ワーク・ライフ・バランス*のさらなる推進を図るとともに、人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりの支援、頻発する大規模災害や世界規模の感染症拡大に起因する女性に対する深刻な影響及び女性活躍推進に向けた新たな生活様式への対応など、取り巻く環境の変化に合わせた対策が必要になっています。

さらに、平成27(2015)年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs*)において、それぞれの目標達成に向けた取組は、男女共同参画の視点が不可欠であるとされるなど、男女共同参画の推進は、国際的にも重要となっています。

このような動向を踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現についての取組を引き継ぐとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として、「第4次小山市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

- この計画は、法第9条ならびに第14条第3項に規定する市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)に相当するものです。
- この計画は、小山市男女共同参画推進条例第7条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、平成28(2016)年3月に策定した「第3次小山市男女共同参画基本計画」を継承し、かつ新たな課題に対応するため改定を行うものです。
- この計画は、法第14条第3項に基づき、国の男女共同参画基本計画(「第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年12月25日 閣議決定)」)及び栃木県の男女共同参画基本計画(「とちぎ男女共同参画プラン[5期計画](令和3(2021)年3月策定)」)を考慮しながら定めています。
- この計画は、女性活躍推進法*第6条第2項に規定する市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として、「小山市女性活躍推進計画(第2次)」を包含して策定するものです。



4 計画の期間

計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
第4次小山市男女共同参画基本計画				

5 計画の策定体制

この計画は、令和2(2020)年1月から2月に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」を基礎資料とし、庁内組織としての策定体制である「小山市男女共同参画推進本部」・「小山市男女共同参画推進本部幹事会」により、全庁的に施策の検討を行いました。さらに市長の附属機関である「小山市男女共同参画審議会」がともに関わることで、さまざまな視点を取り入れた計画となるよう策定体制を整えました。

また、「第4次小山市男女共同参画基本計画」に対するパブリックコメント(意見募集)を令和2(2020)年12月18日から令和3(2021)年1月13日まで実施し、小山市男女共同参画審議会からの意見聴取を経て、本計画を策定しました。



小山市の男女共同参画にかかる現状

1 統計データからみた市の現状

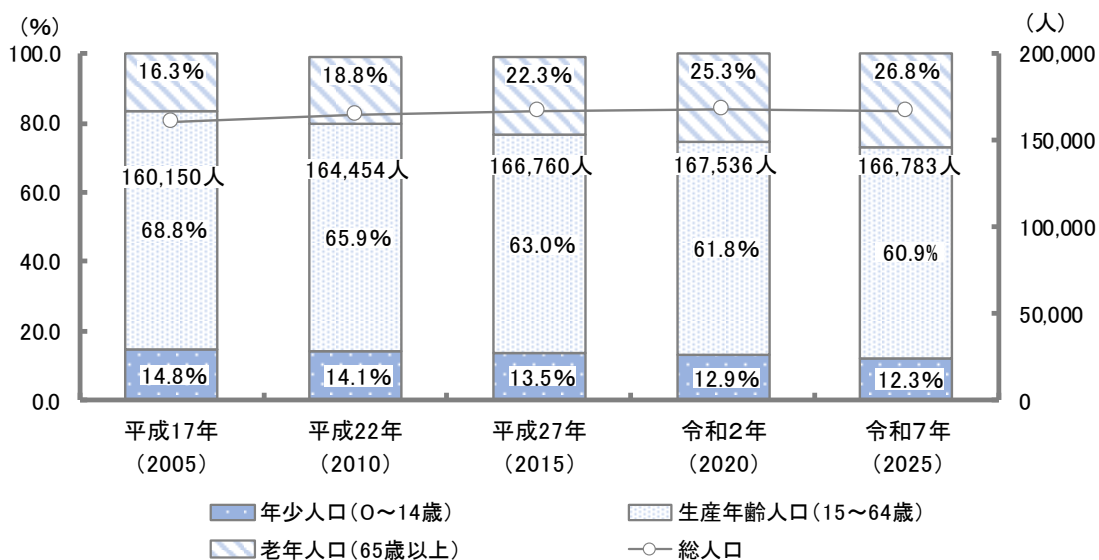
(1) 人口の状況

① 人口の推移

本市の人口は、これまで継続的に増加してきましたが、令和2(2020)年の約16.7万人をピークとして、減少傾向に転じるものと推計されております。

また、年齢階層別人口割合の推移をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)はともに減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は急速に増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率の推計値は、令和2(2020)年で25.3%となっています。

総人口及び年齢階層別人口割合の見通し



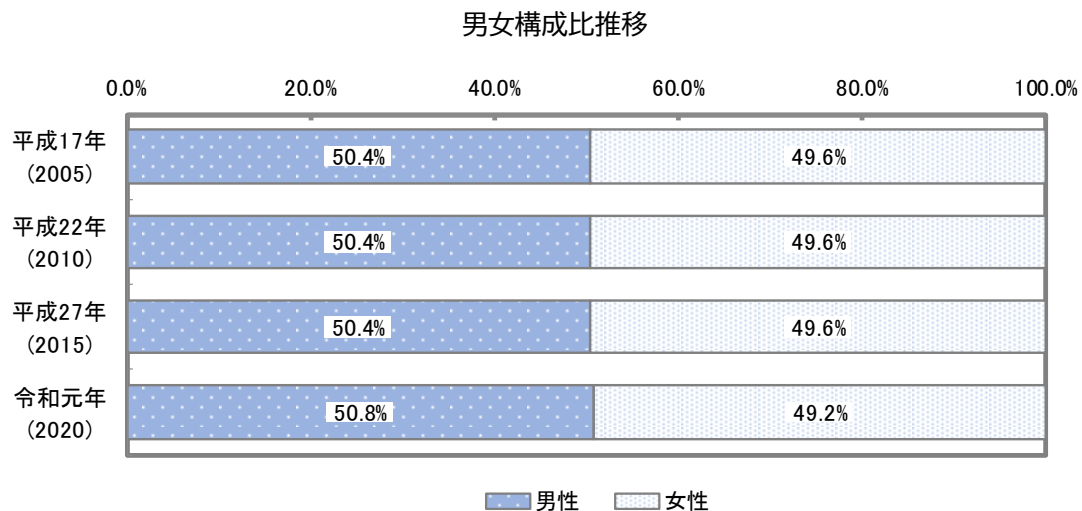
※令和2(2020)年、令和7(2025)年の総人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計
 ※総数には年齢不詳を含むため、年齢別構成の合計は100%に一致しない場合があります

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

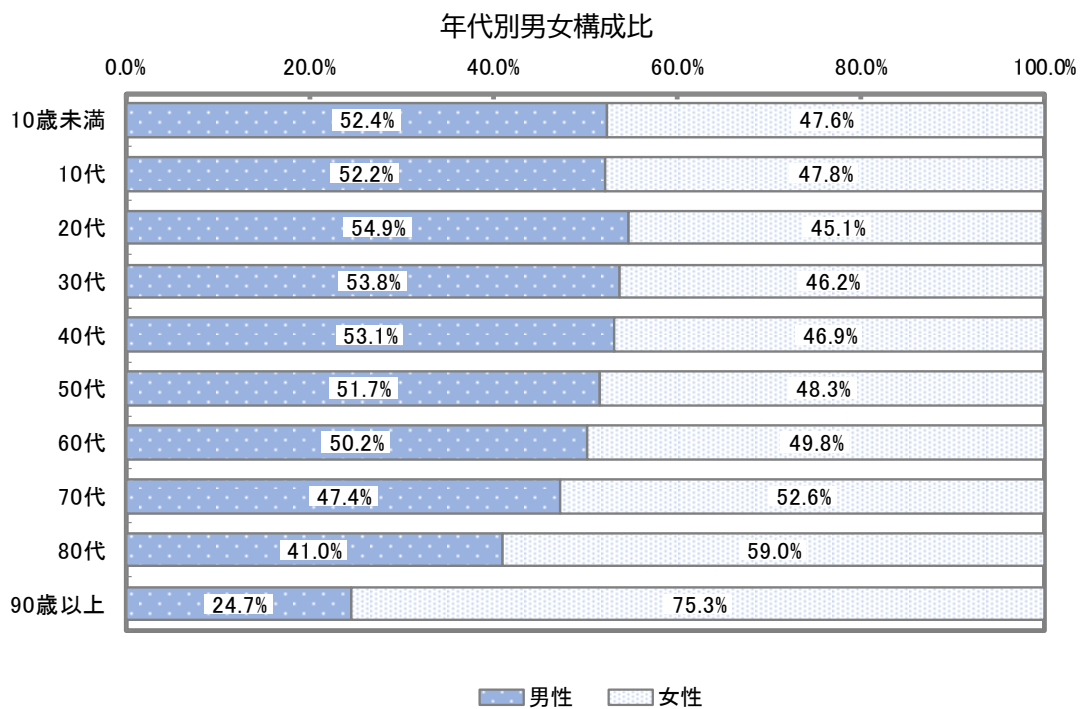
② 男女構成比

人口の男女構成比をみると、平成17(2005)年以降、わずかに男性の割合が女性の割合を上回っており、令和2(2020)年10月1日現在で、男性が 50.8%、女性が 49.2%となっています。

年代別にみると、60代までは男性の割合が高く、70代以降は女性の割合が高くなっています。



資料:平成17年～平成27年は国勢調査、令和2年は毎月人口調査
(各年10月1日現在)
※年齢不詳は除外



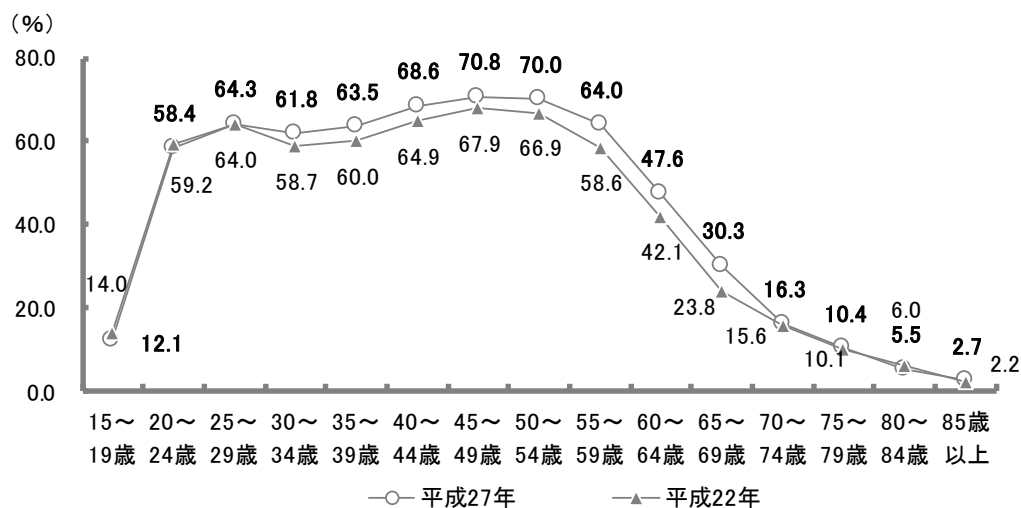
資料:住民基本台帳(令和2年10月1日現在)
※年齢不詳は除外

(2) 就業の状況

女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は、平成22(2010)年に比べ平成27(2015)年で上昇し、近年では M 字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 女性の参画状況

年	審議会等に占める女性委員の割合			市管理監督職に占める女性職員の割合			市議会議員に占める女性議員の割合			自治会長に占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む審議会等数	女性比率(%)	職員数	女性職員数	女性比率(%)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	自治会長数	女性自治会長数	女性比率(%)
H28	114	112	41.2	261	74	28.4	30	6	20.0	258	5	1.9
H29	112	111	39.7	258	73	28.3	30	6	20.0	258	2	0.8
H30	107	106	40.3	262	77	29.4	30	6	20.0	258	3	1.2
R1	108	105	39.8	262	78	29.8	30	6	20.0	257	3	1.2
R2	115	112	38.9	268	83	31.0	30	7	23.3	260	5	1.9

各年4月1日現在

2 男女共同参画に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査対象(期間)

市民:小山市在住の20歳以上を無作為抽出(令和2年1月23日～2月14日)

事業所:小山市内の事業所の経営者等(令和2年1月28日～2月17日)

2 調査方法

郵送による配布・回収

3 回収状況

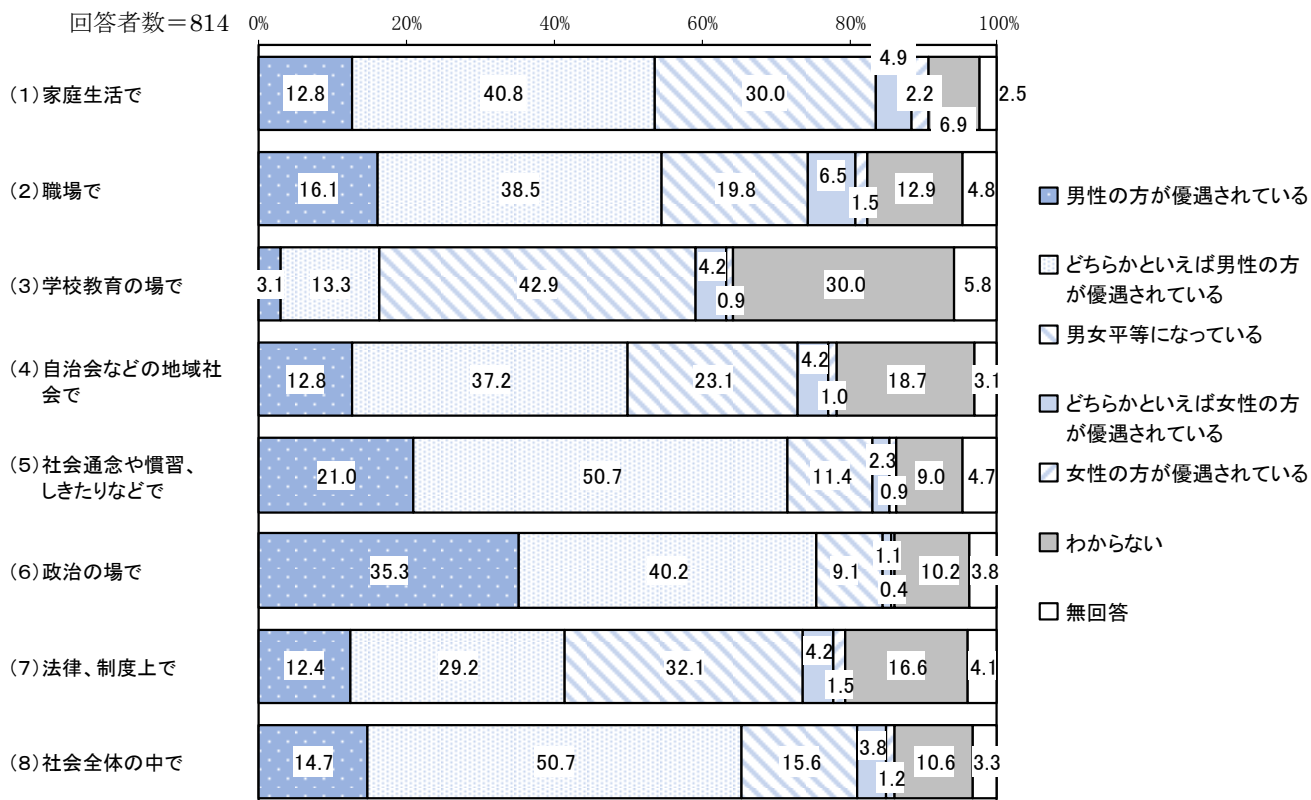
	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000通	814通	40.7%
事業所	500通	167通	33.4%

II 市民アンケート

(1)男女平等に関する意識について

① 男女平等について

「社会通念や慣習、しきたりなどで」、「政治の場で」の項目で“男性の方が優遇されている(どちらかといえば男性の方が優遇されているを含む)”の割合が高く、7割を超えています。

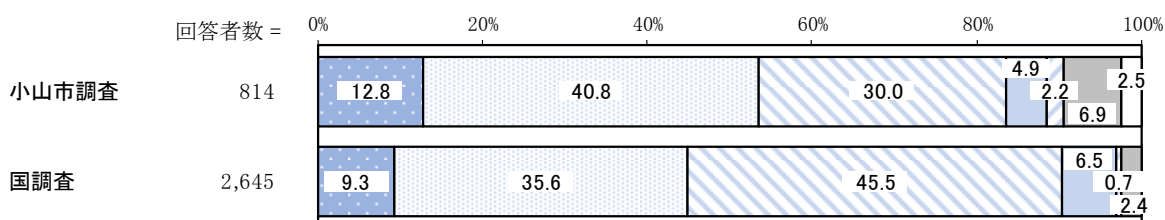


凡例表示: ■ 男性の方が優遇されている
 □ 男女平等になっている
 □ 女性の方が優遇されている
 □ 無回答

□ どちらかといえば男性の方が優遇されている
 □ どちらかといえば女性の方が優遇されている
 □ わからない

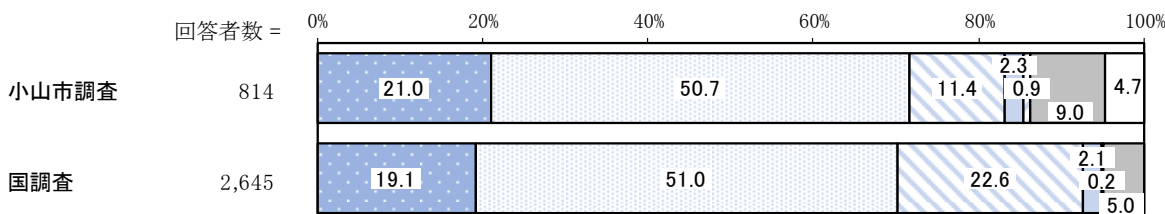
◆家庭生活

“男性の方が優遇されている(どちらかといえば男性の方が優遇されているを含む)”の割合が53.6%、“男女平等になっている”の割合が30.0%、“女性の方が優遇されている(どちらかといえば女性の方が優遇されているを含む)”の割合が7.1%となっています。国調査と比較すると、“男性の方が優遇されている(どちらかといえば男性の方が優遇されているを含む)”が8.7ポイント高く、“男女平等になっている”が15.5ポイント低くなっています。



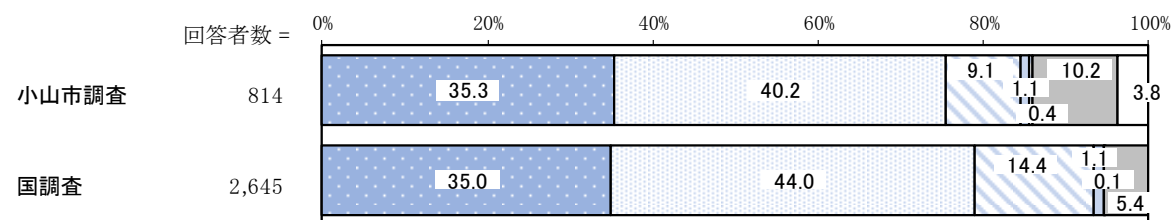
◆社会通念や慣習、しきたりなどで

“男性の方が優遇されている(どちらかといえば男性の方が優遇されているを含む)”の割合が71.7%、“男女平等になっている”の割合が11.4%、“女性の方が優遇されている(どちらかといえば女性の方が優遇されているを含む)”の割合が3.2%となっています。国調査と比較すると、“男女平等になっている”が11.2ポイント低くなっています。



◆政治の場で

“男性の方が優遇されている(どちらかといえば男性の方が優遇されているを含む)”の割合が75.5%、“男女平等になっている”の割合が9.1%、“女性の方が優遇されている(どちらかといえば女性の方が優遇されているを含む)”の割合が1.5%となっています。国調査と比較すると、“男女平等になっている”が5.3ポイント低くなっています。

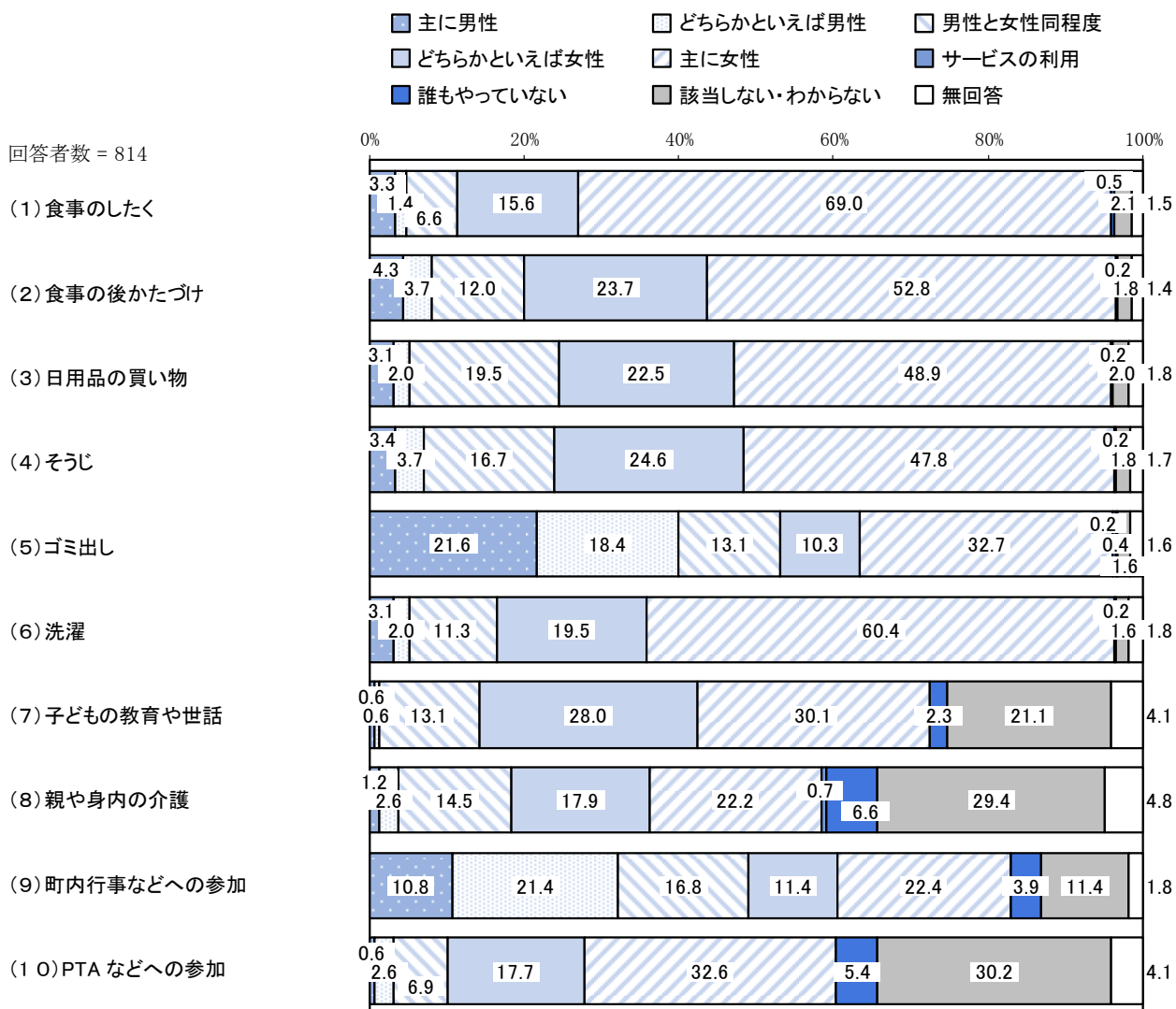


資料:国調査 内閣府男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年9月)

(2)家庭生活等について

① 家庭での役割分担について

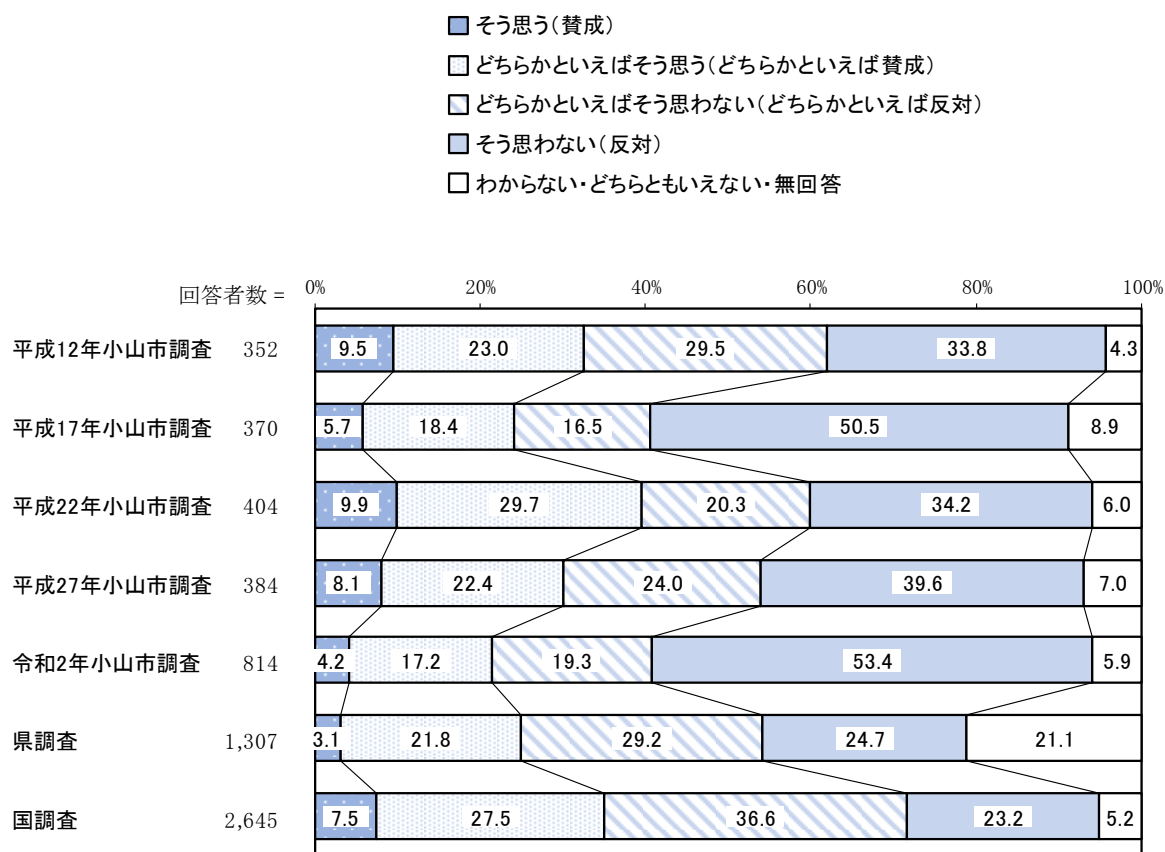
「町内行事などへの参加」は“主に男性(どちらかといえば男性を含む)”の割合が32.2%、“男性と女性同程度”の割合が16.8%、“主に女性(どちらかといえば女性を含む)”の割合が33.8%となっています。また、「PTAなどへの参加」は、“主に男性(どちらかといえば男性を含む)”の割合が3.2%、“男性と女性同程度”の割合が6.9%、“主に女性(どちらかといえば女性を含む)”の割合が50.3%となっています。



② 固定的性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」の問いに“そう思う(どちらかといえはそう思うを含む)”の割合が21.4%、“そう思わない(どちらかといえはそう思わないを含む)”の割合が72.7%となっています。

国調査と比較すると、“そう思う(どちらかといえはそう思うを含む)”が13.6ポイント低く、“そう思わない(どちらかといえはそう思わないを含む)”が12.9ポイント高くなっています。また、県調査と比較すると、“そう思う(どちらかといえはそう思うを含む)”が3.5ポイント低く、“そう思わない(どちらかといえはそう思わないを含む)”が18.8ポイント高くなっています。

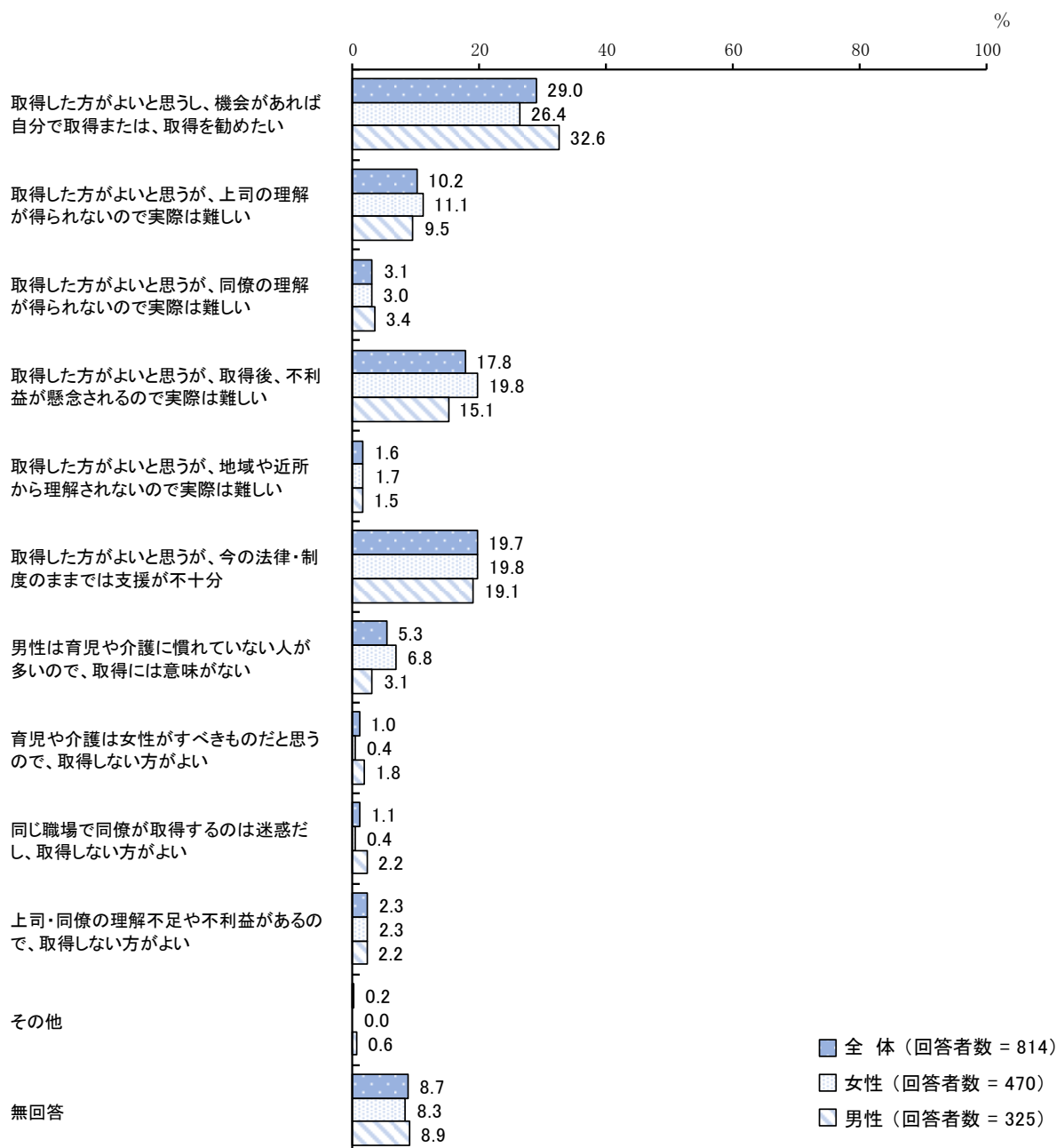


資料:国調査 内閣府男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年)
 県調査 栃木県政世論調査(令和2年)

(3)子育て・介護について

男性が育児や介護を行うために、休暇を取得することについて

“取得した方がよいと思うし、機会があれば自分で取得または、取得を勧めたい”の割合が29.0%と最も高く、次いで“取得した方がよいと思うが、今の法律・制度のままでは支援が不十分”の割合が19.7%、“取得した方がよいと思うが、取得後、不利益が懸念されるので実際は難しい”の割合が17.8%となっています。

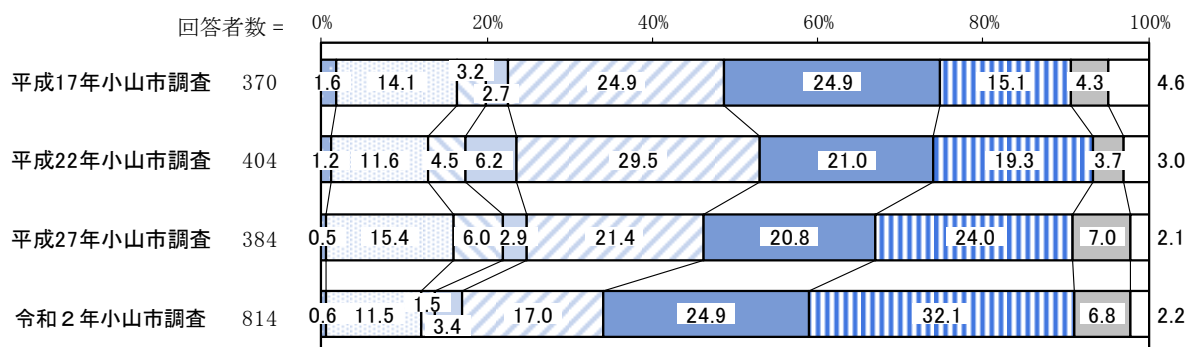


(4)男女の働き方や女性の社会進出について

① 女性が職業を持つことについて

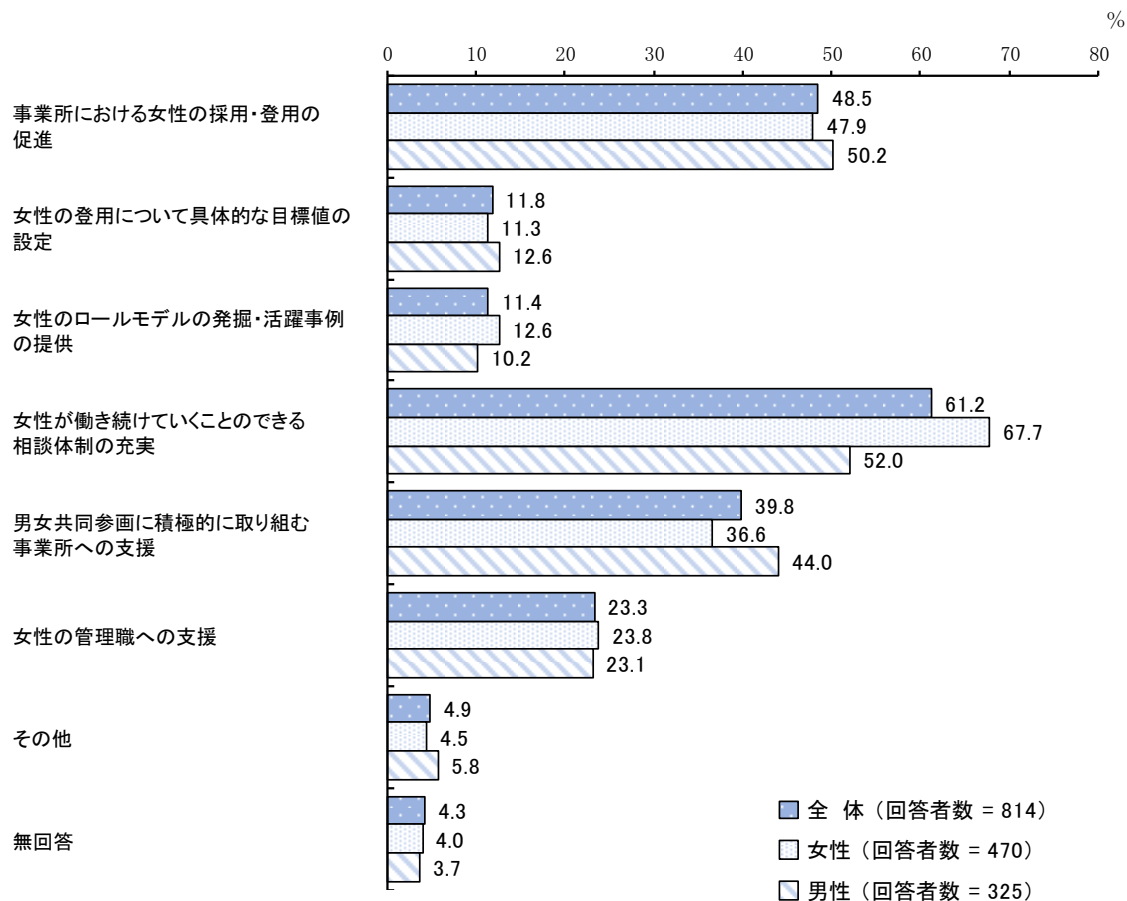
“子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい”の割合が32.1%と最も高く、次いで“子どもができて職業を続けるが、パートタイムなど負担の軽い方がよい”の割合が24.9%、“子どもができたなら職業を辞めて、大きくなったら再び職業を持つ方がよい”の割合が17.0%となっています。

- 女性は職業を持たない方がよい
- 女性は職業を持つことにこだわらなくてもよい
- 女性は結婚するまでは、職業を持った方がよい
- 子どもができるまでは、職業を持った方がよい
- 子どもができたなら職業を辞めて、大きくなったら再び職業を持つ方がよい
- 子どもができて職業を続けるが、パートタイムなど負担の軽い方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- その他
- 無回答



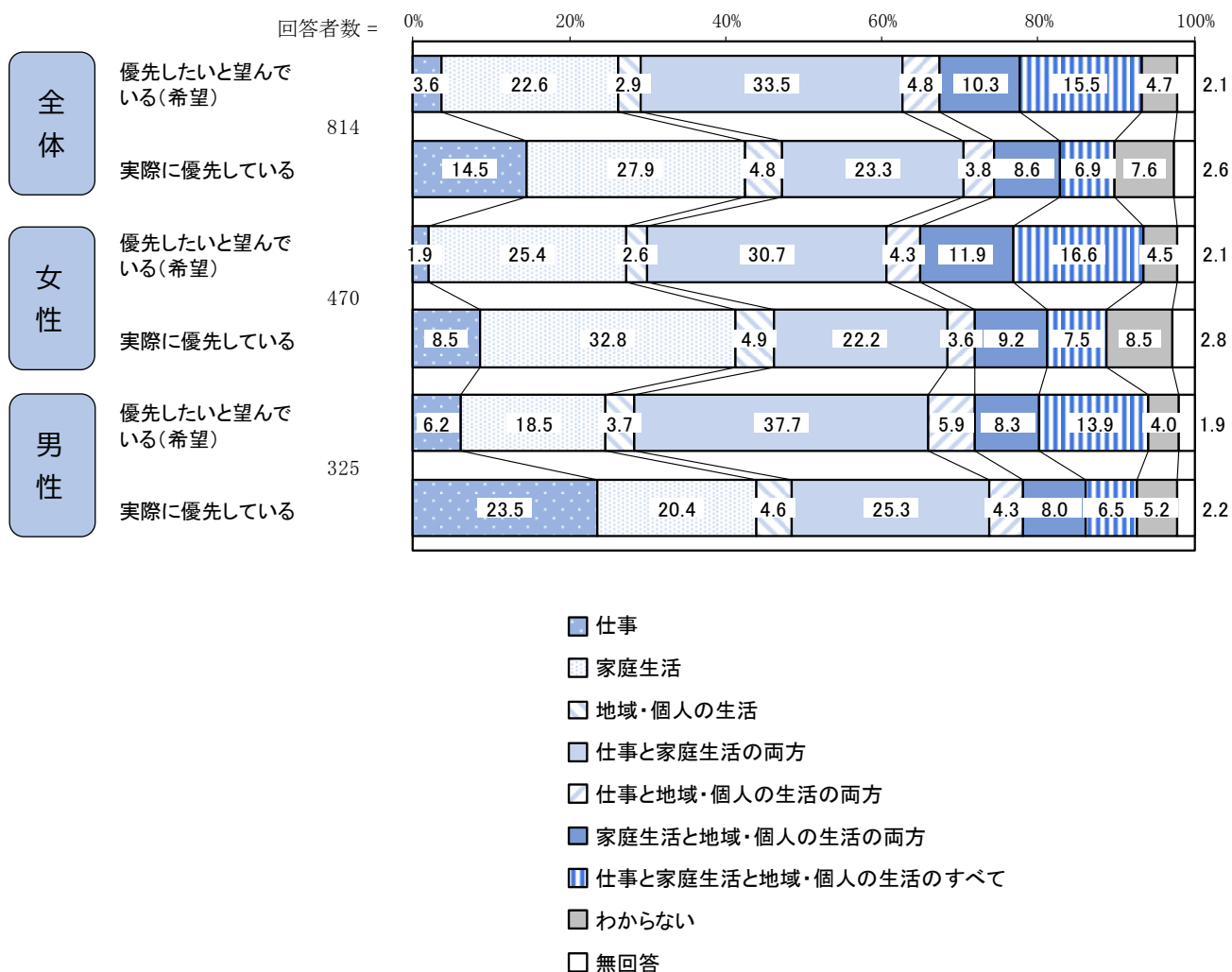
② 働く場において女性の活躍を推進するために必要な支援について

“女性が働き続けていくことのできる相談体制の充実”の割合が61.2%と最も高く、次いで“事業所における女性の採用・登用の促進”の割合が48.5%、“男女共同参画に積極的に取り組む事業所への支援”の割合が39.8%となっています。



(5)ワーク・ライフ・バランスについて

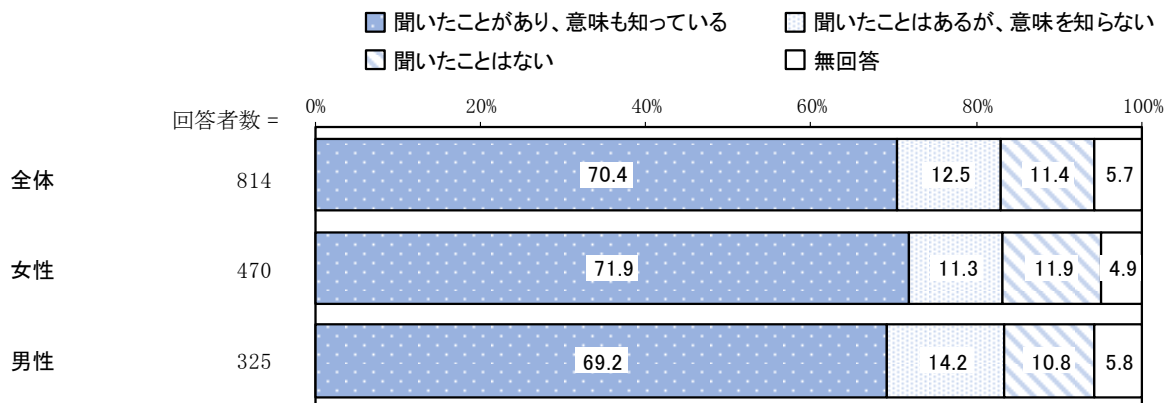
生活において“仕事”、“家庭生活”、“地域・個人の生活”のどれを優先するかをみると、希望としては、男女ともに“仕事と家庭生活の両方”を優先させたいと望む方が最も多い状況ですが、実情は、“家庭生活”を優先している女性が多く占めている状況です。



(6)人権について

「性的マイノリティ」に対する認識について

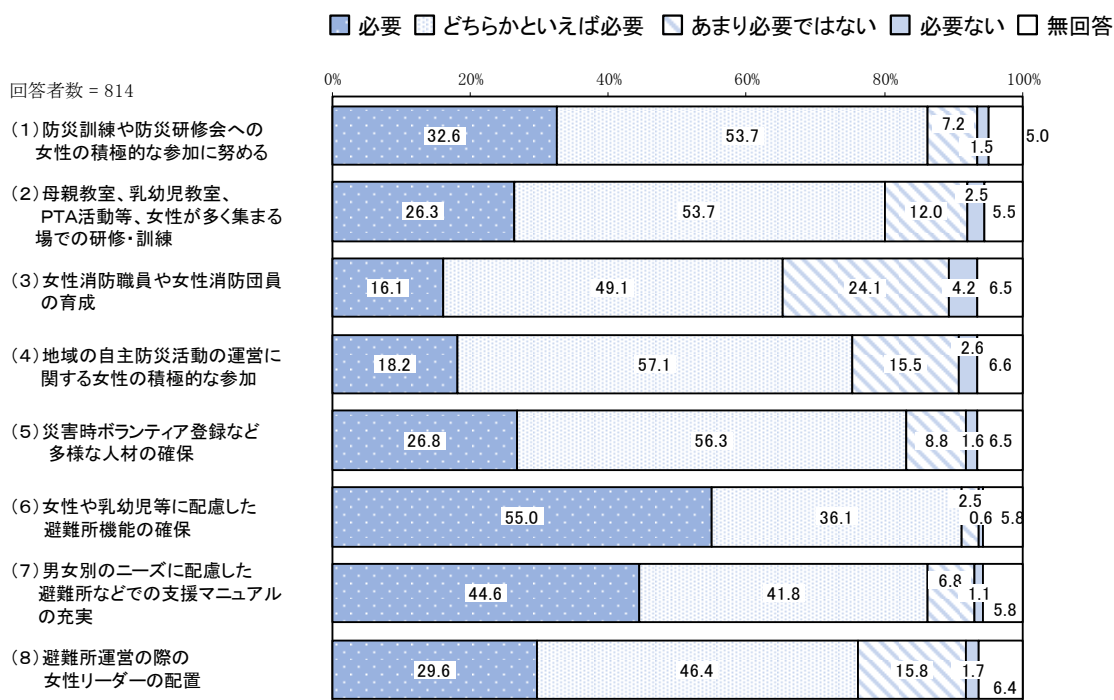
「性的マイノリティ*という言葉を知っていますか」の問いに対して、「聞いたことがあり、意味も知っている」の割合が70.4%と最も高くなっています。



(7)防災・避難について

災害発生に伴う避難について女性の視点を取り入れ、今後の防災(災害復興も含む)活動に関して男女共同参画を推進していくために必要なこと

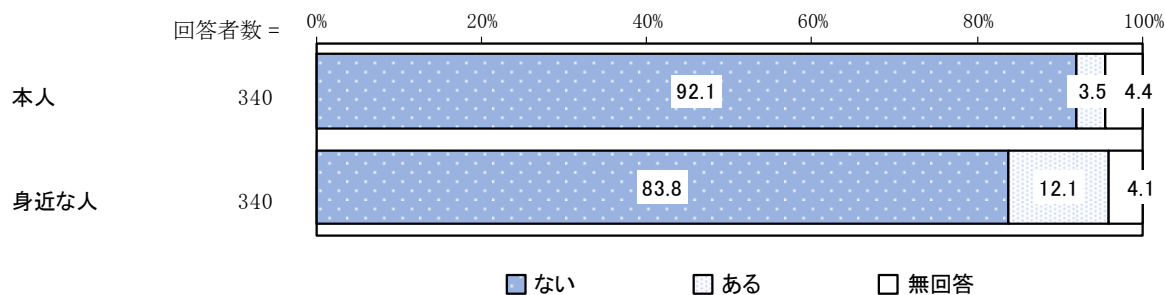
「防災訓練や防災研修会への女性の積極的な参加に努める」、「災害時ボランティア登録など多様な人材の確保」、「女性や乳幼児等に配慮した避難所機能の確保」、「男女別のニーズに配慮した避難所などでの支援マニュアルの充実」で、「必要(どちらかといえば必要を含む)」の割合が高く、8割を超えています。



(8)DVについて

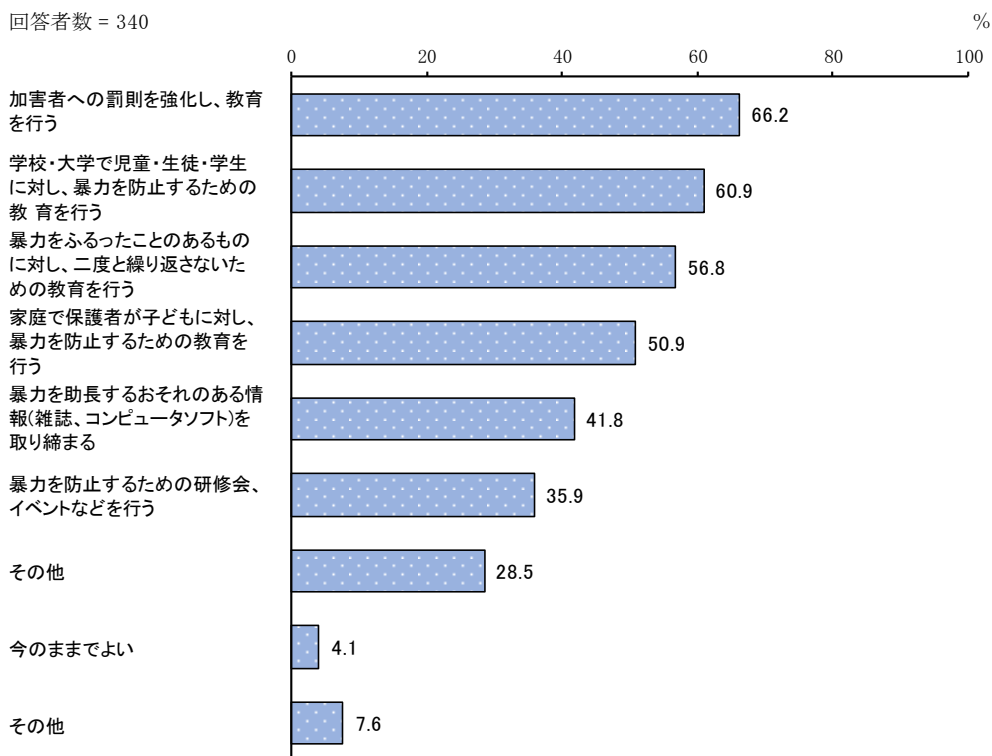
① DV・デートDVの被害状況・身近な人の被害状況

過去5年以内に、“DV、デートDV*の被害経験がある”と答えた人が3.5%、“身近な人のDV被害を見聞きしたことがある”と答えた人では12.1%となっています。



② DV・デートDVを防止するために必要なこと

DV、デートDV*を防止するために必要なことについては、“加害者への罰則を強化し、教育を行う”、“学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う”が6割を超えて高くなっています。次いで、“暴力をふるったことのあるものに対し、二度と繰り返さないための教育を行う”、“家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う”が5割台で続いています。



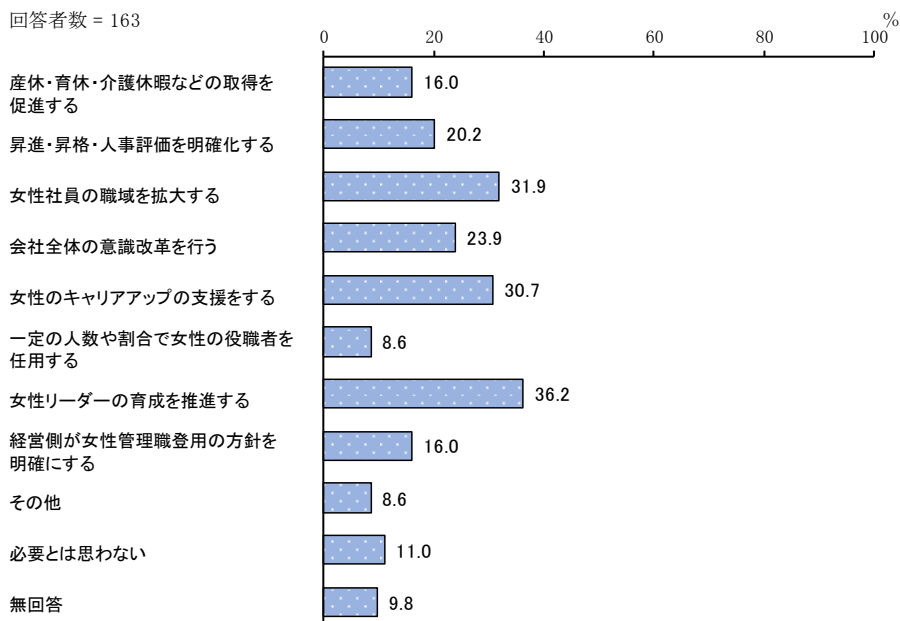
資料：小山市児童虐待・DV対策に関するアンケート調査(令和元年)

Ⅲ 事業所アンケート

(1) 女性の登用・女性活躍について

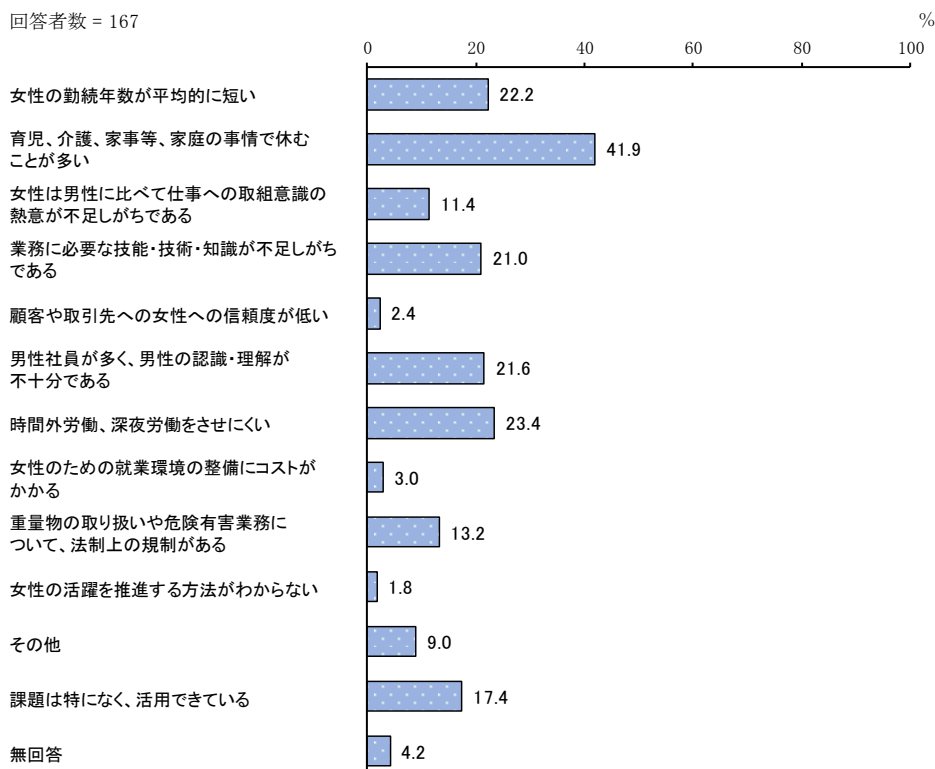
① 女性の役職者を増やすために必要な取組

“女性リーダーの育成を推進する”の割合が36.2%と最も高く、次いで“女性社員の職域を拡大する”の割合が31.9%、“女性のキャリアアップの支援をする”の割合が30.7%となっています。



② 女性従業員の活躍を推進する上での課題

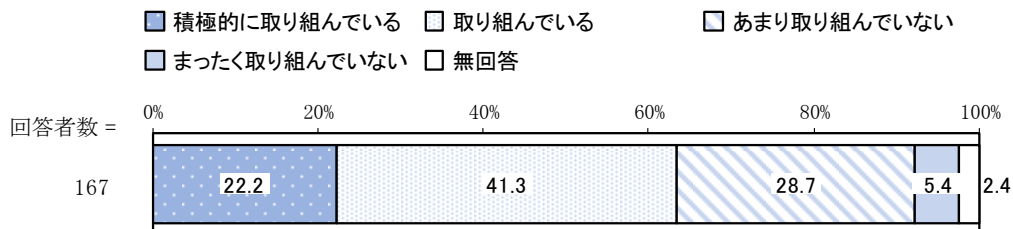
“育児、介護、家事等、家庭の事情で休むことが多い”の割合が41.9%と最も高く、次いで“時間外労働、深夜労働をさせにくい”の割合が23.4%、“女性の勤続年数が平均的に短い”の割合が22.2%となっています。



(2)ワーク・ライフ・バランスについて

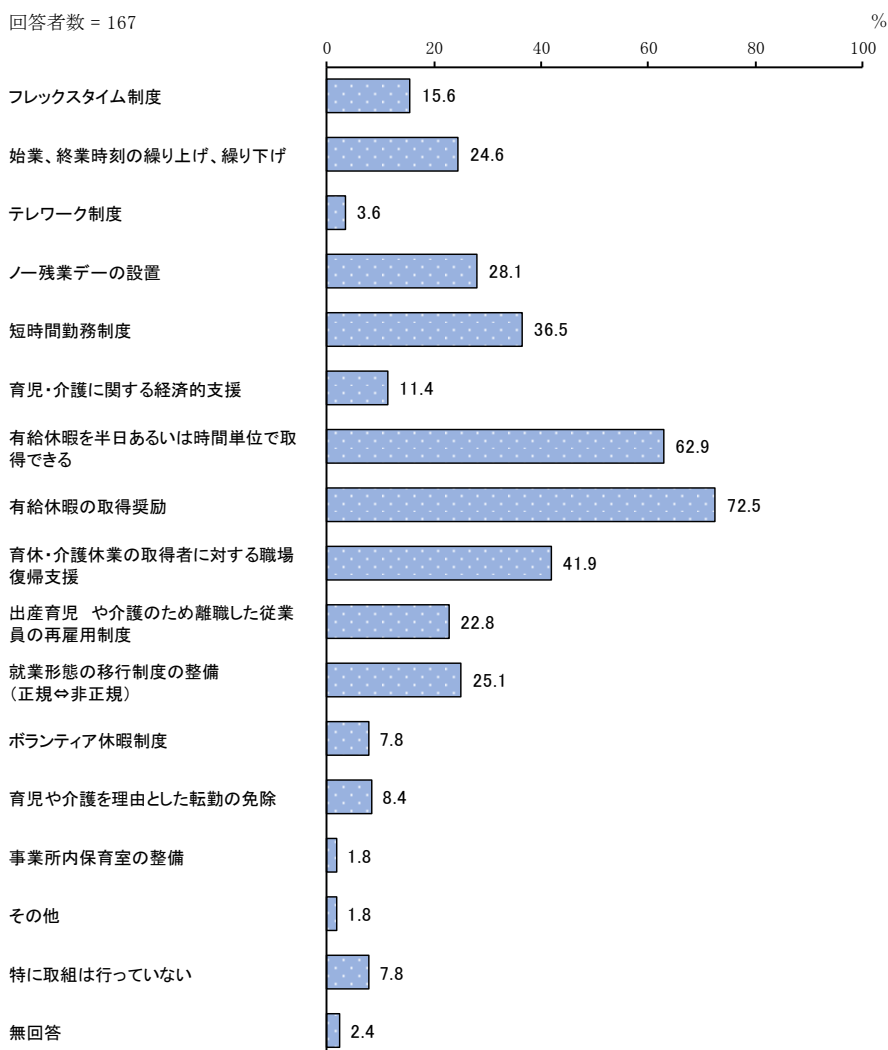
①従業員のワーク・ライフ・バランスについてどの程度取り組んでいるか

“積極的に取り組んでいる(取り組んでいるを含む)”の割合が63.5%、“あまり取り組んでいない(まったく取り組んでいないを含む)”の割合が34.1%となっています。



②事業所でのワーク・ライフ・バランスの取組状況

“有給休暇の取得奨励”の割合が72.5%と最も高く、次いで“有給休暇を半日あるいは時間単位で取得できる”の割合が62.9%、“育休・介護休業の取得者に対する職場復帰支援”の割合が41.9%となっています。



3 第3次小山市男女共同参画基本計画 評価指標の進捗状況

基本目標	評価指標	計画策定時 (平成27年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
1	1 固定的性別役割分担意識*に同意しない人の割合 ※1 ★	63.6%	72.7%	70.0%
	2 子どもたちへの男女平等意識の浸透度(“十分に浸透している(ある程度浸透しているを含む)”と答えた割合) ※1	51.0%	53.0%	100%
	3 過去5年間以内にDV、デートDV*の被害がある人の割合 ※2	4.7%	3.5%	根絶を目指す
	4 妊婦一般健康診査受診率	96.1%	96.4%	97.0%
	5 乳がん検診受診率	24.5%	35.8%	28.0%
	6 子宮がん検診受診率	16.2%	25.0%	21.0%
2	☆ 7 管理的職業従事者*全体に占める女性の割合 ※3	14.0% (平成22年)	16.7% (平成27年)	30.0%
	☆ 8 市職員の管理監督職に占める女性の割合	27.4%	29.8%	30.0%
	☆ 9 審議会、委員会における女性委員の割合	38.4%	39.8%	40.0%
	☆ 10 女性委員のいない審議会等の数 (地方自治法第202条の3に基づく審議会対象)	2	1	0
	☆ 11 女性農業士の認定数	4人	6人	10人
	☆ 12 家族経営協定*締結数	263戸	302戸	360戸
	☆ 13 ワーク・ライフ・バランス*の実際の優先度 ※1 (1) 仕事と家庭生活の両方 (2) 仕事と地域・個人の生活の両方 (3) 仕事と家庭生活と地域・個人の生活のすべて (1)~(3)を優先する人の割合	29.4%	34.0%	35.0%
	☆ 14 小山市ワーク・ライフ・バランス*推進事業者認定数	16社	52社	31社
☆ 15 女性の再就職等支援事業の受講者数	—	118人 (平成28~ 令和元年度)	50人	
☆ 16 小山市男女共同参画推進サポーターの数	45人	64人	75人	
3	☆ 17 男性の育児・介護休暇を取得した方がよいと思うし、機会があれば取得または取得を勧めたいと思う人の割合 ※1	22.4%	29.0%	30.0%
	☆ 18 男性の育児休業取得率 ※4	1.8% (平成26年)	4.5% (平成31年)	13.0%
	☆ 19 ファミリー・サポート・センター*会員数	854人	968人	950人
	☆ 20 学童保育施設数	55箇所	64箇所	66箇所

★「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」の質問で、“そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)”と答えた割合

※1 小山市男女共同参画に関するアンケート調査
 ※3 国勢調査

※2 小山市児童虐待・DV対策に関するアンケート調査
 ※4 小山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



計画の目指す方向

1 目指すべき姿

みんなで 築こう 男女共同参画社会

本市では、平成16(2004)年6月に「小山市男女共同参画推進条例」を制定し、性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、誰もが参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

2 基本理念

小山市男女共同参画推進条例第3条において、本市における男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。前基本計画から掲げてきた基本理念を継承し、計画を推進します。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 施策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の性についての理解と健康の確保
- 6 国際社会の動向を踏まえた取組

3 基本目標と施策の方向性

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

誰もが互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、共に生き生きと生活できる男女共同参画社会を実現するために、国際社会の動向を踏まえながら、ジェンダー*に基づく意識・慣行の見直しに向け、意識の啓発を継続的に進めるとともに、多様性(ダイバーシティ*)の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画の推進を図ります。また、幼児教育や学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域社会において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。さらに、男女共同参画に関する男性の理解を促進するとともに、男性が家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援を行います。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

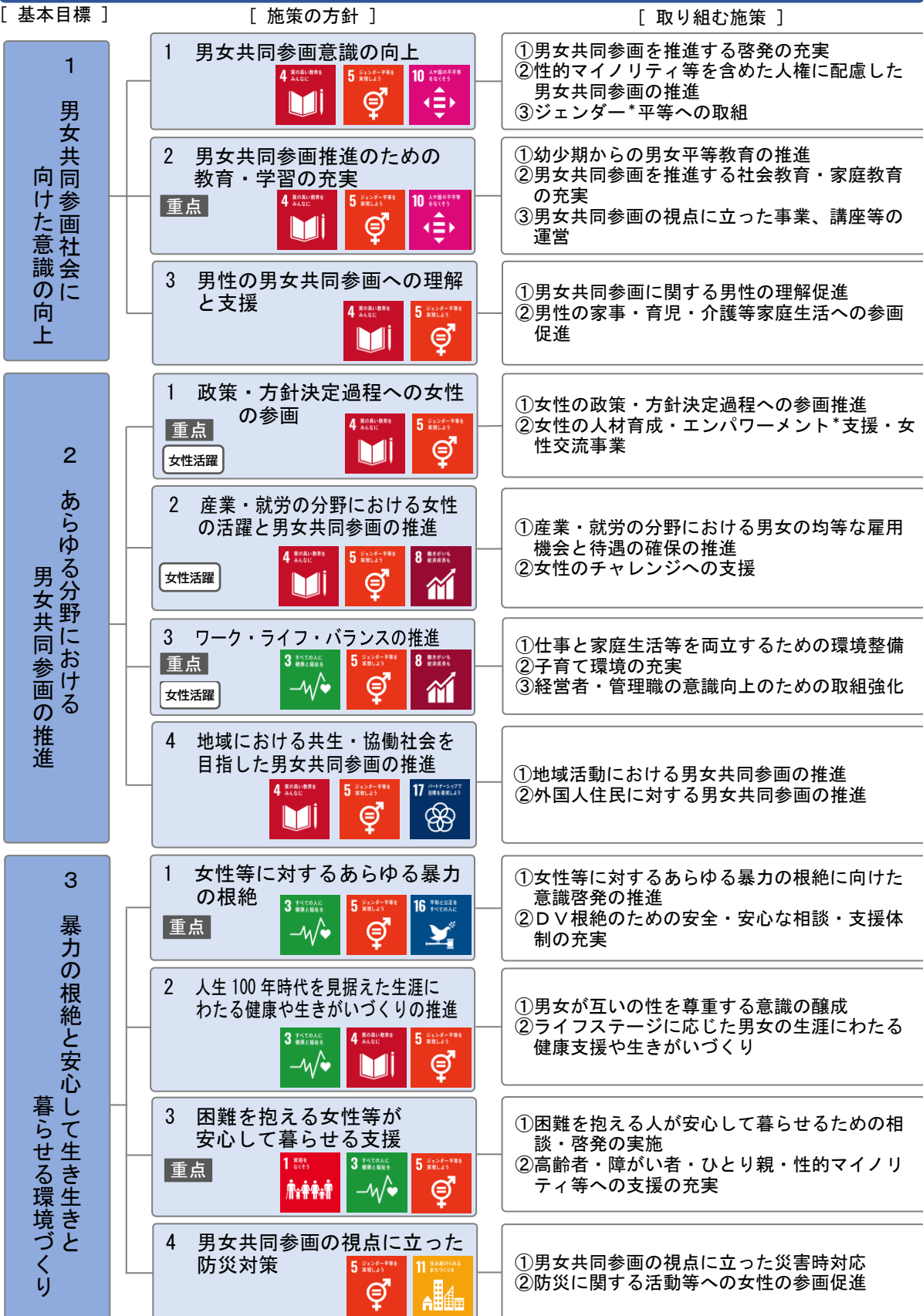
あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画*を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取組を進めます。また、産業・就労の分野においては、男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成など、女性のチャレンジを支援し、ハラスメント*防止に関する取組を行うとともに、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進の取組を強化し、ワーク・ライフ・バランス*の推進を図ります。さらに、地域における女性リーダーを育成し、男女がともに地域活動やNPO*・ボランティア活動などに参加することで男女共同参画の視点が根づくように支援するとともに、共生・協働社会を目指します。

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

重大な人権侵害である DV やデートDV*、性暴力の根絶に向け、防止対策強化としてパープルリボン運動*などの普及啓発、関係機関や専門家等と連携した救済・自立支援を推進します。また、人生100年時代を見据えた、ライフステージ*に応じた生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいづくり、性の多様性*、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に進めます。さらに、女性等の貧困を解消するとともに、高齢者・障がい者・ひとり親・性的マイノリティ*などの人たちも安心して暮らせる環境の整備を図ります。また、近年頻発化する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

4 計画の体系

[目指すべき姿] みんなで 築こう 男女共同参画社会



※計画の「施策の方針」に主に関連するSDGs*のアイコンを示しています。

※ **重点** はP26の5か年の重点施策、**女性活躍** は女性活躍推進法*に基づく施策



計画の内容

5か年の重点施策

男女共同参画を推進するための施策のうち、今後の5年間で特に重要であり、小山市男女共同参画審議会や市民からのニーズの高い施策を重点施策として、推進していきます。

(1)男女共同参画推進のための教育・学習の充実

あらゆる世代において人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識や男女平等意識を浸透させるため、親たちに対する子どもの家庭教育や、保育施設や学校における子どもへの教育を推進するとともに、生涯学習の充実を図ります。

(2)政策・方針決定過程への女性の参画

市の審議会等の女性委員選任や、女性職員の職域拡大及び管理職等への積極的な登用、事業所等への女性活躍に向けた支援により、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画*の拡大を図ります。

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

安心して子育てのできる環境の整備を図り、長時間労働の削減などの働き方改革や、男性の育児休業の取得を促進するほか、多様な人々が活躍できるよう、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について周知するとともに、事業所等におけるワーク・ライフ・バランス*を実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

(4)女性等に対するあらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、DVを防止するための市民への周知・啓発に加え、適切な被害者支援に取り組みます。

(5)困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、相談しやすい環境の整備や、生活・子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

【現状と課題】

本市では、男女共同参画社会の早期実現に向けて、男女共同参画意識の醸成のため、広報紙や啓発誌、メディアを活用した啓発や講座・講演会の開催等に努めてきました。

男女共同参画に関するアンケート調査の結果(以下「アンケート調査結果」という。)をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識*に対して、“そう思う(どちらかといえばそう思うを含む)”の割合が21.4%、“そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)”の割合が72.7%となっており、平成27年度調査と比較しても固定的性別役割分担意識*は解消してきています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識*が根強く残っている分野もみられ、男女共同参画意識の向上を図るため、より効果的な啓発に努めるとともに、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象とした教育・学習を充実させることが重要です。

また、昨今の性の多様性*に対する意識の高まりを反映し、アンケート調査結果においても、“性的マイノリティ*(LGBT*等)”という言葉を知ったことがあり、意味も知っている”の割合が70.4%と高い認知度を示す一方、“性的マイノリティ*のことを、自分や自分に関わりのある問題として悩んだり考えたりしたことがある”と答えた方の割合が11.6%となっています。

このような現状から、多様な性を尊重する意識を醸成し、性的マイノリティ*への理解を深め、周知啓発を行う際には、細やかな配慮を図る必要があります。

また、アンケート調査結果によると、家庭生活における家事、育児等のすべての項目において、女性が行っている割合が高いのが現状ですが、男性の育休取得については、“取得した方がよいと思うし、機会があれば自分で取得、または、取得を勧めたい”と回答した割合が高く、29.0%となっています。

男女共同参画に関する男性の理解を促進するとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援を行うことが必要です。

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の方針1 男女共同参画意識の向上



男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、男女が対等な関係を築くため、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担意識*の存在を認識し、そのような考え方を見直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めるとともに、多様性(ダイバーシティ*)の観点を踏まえた性的マイノリティ*に関する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
固定的性別役割分担意識*に同意しない人の割合 (「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」の質問で、“そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)”と答えた割合) ※	72.7%	80.0%
「社会通念や慣習・しきたり」における男女平等意識(“男女平等になっている”と答えた割合) ※	11.4%	20.0%
性的マイノリティ*についての認知度 (“性的マイノリティ*という言葉聞いたことがあり、意味も知っている”と答えた割合) ※	70.4%	80.0%

※小山市男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上
 施策の方針1 男女共同参画意識の向上

取り組む施策① 男女共同参画を推進する啓発の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
1	男女共同参画推進のための啓発	男女共同参画意識の向上を図るべく、あらゆる世代に向けて、継続的かつ効果的な啓発に努めます。	人権・男女共同参画課
2	男女共同参画啓発誌の発行とその活用	男女共同参画啓発誌として発行している「ハーモニーおやま」「みらい」において、時代に即した内容を織り込み、わかりやすく男女共同参画を伝えるための充実を図ります。	人権・男女共同参画課
3	男女共同参画に関する各種情報の提供	あらゆる媒体を活用し、男女共同参画に関するさまざまな情報の提供を行います。また、条約、法令、条例等の周知を図ります。	人権・男女共同参画課
		ホームページやリーフレット等各種媒体により、男女共同参画に関する各種資料やDVD等視聴覚教材、各関係機関の紹介などの情報提供を行います。	生涯学習課

取り組む施策②

性的マイノリティ等を含めた人権に配慮した男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
4	人権擁護委員との協働による人権尊重意識の啓発	人権擁護委員との協働により、児童・生徒や市及び企業のイベントを通して、市民への人権意識の啓発に取り組みます。	人権・男女共同参画課
5	人権意識啓発の推進	広報おやまをはじめ、行政テレビ、おーラジオ、人権啓発パンフレット等を活用し、啓発活動を行います。また、人権に関する条約、法令や条例等の啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
6	人権意識についての啓発紙の発行	市民全般や保護者を対象とした人権啓発リーフレットや啓発紙を作成し、市民の人権問題への関心を高め、人権尊重の理解を促します。	生涯学習課
7	性の多様性*に関する意識の普及啓発	人権教育・人権啓発活動を通して、性の多様性*及び性的マイノリティ*(LGBT*)に関する意識の普及啓発に努めます。	人権・男女共同参画課
		小学校・中学校・義務教育学校において、人権尊重を全ての教育活動の基盤に据え、各教科、道徳、特別活動の中で性の多様性*について取り扱い、理解の深化に努めます。	学校教育課
8	⑧性的マイノリティ*等の人権に配慮した男女共同参画の推進	性的マイノリティ*等を含めた人権に配慮した男女共同参画を推進します。	人権・男女共同参画課

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上
 施策の方針1 男女共同参画意識の向上

取り組む施策③ ジェンダー平等への取組

No.	事業名	事業内容	推進担当課
9	ジェンダー*平等に配慮した広報	広報紙等において、言葉づかいや文章表現・写真・イラスト等の使用について、ジェンダー*平等の視点に配慮し作成します。	シティプロモーション課
10	⑨ジェンダー*統計の活用	市が実施した調査における男女別データを市民に発信し、意識啓発を行うとともに、市が策定する各種計画や施策への反映に努めます。	人権・男女共同参画課
11	⑨ジェンダー*の視点に立った業務遂行への支援	ジェンダー*平等の意識を持って業務を遂行できるよう、庁内向けに男女共同参画の視点に立った表現のガイドラインを作成します。また、市民、事業所に向けても男女共同参画の視点に気づくきっかけとなるよう、ガイドラインの周知を行います。	人権・男女共同参画課
12	⑨SDGs*への取組	SDGs*の目標の1つである「ジェンダー*平等の実現」への取組を推進するとともに、市民・事業所等に向けた普及啓発を図ります。	人権・男女共同参画課 総合政策課



基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の方針2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

重点



男女平等意識をあらゆる世代に浸透させるため、親たちに対する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実に努めるとともに、子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう保育施設や学校における男女平等教育を推進します。

また、固定的性別役割分担意識*を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切にす生涯学習の充実を図ります。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
男女共同参画に関する講座の参加者数 (5年間の累積数)	317人	500人

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上
施策の方針2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

取り組む施策① 幼少期からの男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
13	⑧ 幼少期からの男女平等意識の浸透のための支援	保育所における職員の男女平等意識を確認する体制を整え、保育の現場で子どもたちへの意識浸透を図ります。	こども課
14	指導者向け男女平等に関する研修会の実施	あらゆる機会を有効活用しながら、男女平等教育を推進するための研修を実施します。	学校教育課

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上
 施策の方針2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

取り組む施策② 男女共同参画を推進する社会教育・家庭教育の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
15	男女共同参画に関する講座の開催	市民交流センターや公民館、事業所の理解と協力を得て、男女共同参画に関する出前講座や地域交流会を実施し、男女共同参画意識の向上に努めます。	人権・男女共同参画課
16	⑨関係機関向け研修	自治会役員や民生委員・児童委員、健康推進員など、地域で活動する方に向けて、庁内関係各課と連携を図りながら、男女共同参画に関する研修の機会を提供します。	人権・男女共同参画課
17	庁内における男女共同参画の推進	庁内男女共同参画推進員の積極的な活動を支援するとともに、新採用職員、初級職員研修において、男女共同参画への意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課/職員課
18	参考図書の収集・整備	男女共同参画関連図書の収集・整備に努めるとともに、ブックリスト、展示などを通じて所蔵のPRを積極的に行います。	中央図書館
19	おやま・まちづくり出前講座の充実	人権教育や家庭教育、男女共同参画推進のための講座など、さまざま講座内容を取り入れ、広く周知します。	生涯学習課
20	人権についての講演会・講座等の実施	様々な人権問題への関心を高め、身近な問題として捉えることができるよう、人権講演会や出前講座等、あらゆる場を通じて生涯にわたる学習機会を提供します。	生涯学習課/ 人権・男女共同参画課
21	指導者向けの人権教育研修会の実施	教職員、PTA、市職員を対象とした、性的マイノリティ*への配慮も含めた人権教育研修会を実施します。	学校教育課
			生涯学習課
22	事業所での人権研修	講演会やワークショップ等により、地域社会における企業の社会的責任、職場での人権尊重・人権意識の高揚に努めます。	生涯学習課
23	特定職業従事者人権研修会の実施	市職員や関係者を対象に、性的マイノリティ*への配慮も含めた人権意識の向上に向けて、人権教育・人権啓発を行います。	人権・男女共同参画課
24	地域活動のための学習機会の提供と情報提供	地域活動をしたい人のために学習機会を提供するほか、学習情報を提供します。	人権・男女共同参画課
			生涯学習課

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上
 施策の方針2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

取り組む施策③ 男女共同参画の視点に立った事業、講座等の運営

No.	事業名	事業内容	推進担当課
25	小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒のためのキャリアデザイン*事業	男女共同参画の視点に気づき、親子で楽しく学べる体験型講座を実施します。	人権・男女共同参画課
		事業所等の協力を得て、科学技術や産業技術の楽しさを体験することで、理科や科学への興味関心を高め、科学技術分野における人材育成を目指します。	工業振興課
		市内高等教育機関等と連携し、小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒の学びに対する好奇心を醸成する機会を提供し、男女共同参画を推進する教育・学習・キャリアデザイン*の充実を図ります。	教育総務課
26	多様な文化芸術活動の推進	男女がともに文化・芸術活動に参加し、個人及び社会の活力となるよう、「市民文化祭の開催」、「文化団体等への支援・助成」、「刊行物の発行」を行います。	文化振興課
27	公民館実施事業	地域のニーズに合わせた講座の開催やサークル活動を支援し、男女共同参画の視点を踏まえ、誰もがいきいきと地域活動に参加できるよう事業を実施します。	各公民館

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の方針3 男性の男女共同参画への理解と支援



男性が仕事と家庭生活、地域活動等を調和(ワーク・ライフ・バランス*)させ自立した生活を送ることができるよう、固定的性別役割分担意識*を解消し、男性の家事・育児・介護、地域活動への積極的な参画を進めるために、男女共同参画についての理解を促進する学習機会の提供と啓発、支援を行います。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
男性の育児休業取得率 ※	4.5%	15.0% (令和6年)

※小山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成30年)

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上
 施策の方針3 男性の男女共同参画への理解と支援

取り組む施策① 男女共同参画に関する男性の理解促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
28	男性の家庭参画のための啓発	男女がともに家事・育児に参加できるよう、イクメン・カジダン*事例なども取り入れた啓発誌を作成し、周知啓発に努めます。	人権・男女共同参画課
29	男女の生活能力を高める意識啓発	第2次小山市消費生活基本計画に基づき、男女双方の消費生活の向上が図れるよう消費生活の情報発信、消費者被害防止啓発を講座・イベント等により行います。	市民生活安心課

取り組む施策② 男性の家事・育児・介護等家庭生活への参画促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
30	保護者向け講座・交流会	未就園児を対象に親子を集い、交流や仲間づくりを行う場の提供や子育ての楽しさ大切さを伝えながら固定的性別役割分担意識*の解消を目指します。	こども課
		マタニティクラスを通して、子育ての大切さ楽しさを伝えるとともに、固定的性別役割分担意識*の解消を目指します。	健康増進課
31	男性の家事・育児・介護等への参画促進	家庭参画に積極的な男性の講話などを取り入れたセミナーを開催し、男性の家庭参画を推進します。	人権・男女共同参画課
32	市男性職員の家事・育児・介護等への参画促進	男性職員の子育て支援、育児休業取得促進のための個別説明や説明会を実施し、両立支援のためのガイドブックをより充実させ、周知を図ります。	職員課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

これまで本市における審議会等委員への女性の積極的登用については、第3次小山市男女共同参画基本計画の中で重点施策として取り組んできたものであり、審議会等委員への女性登用率を40%以上とすることを目標値として全庁をあげて促進してきました。令和2(2020)年度における審議会等委員に占める女性の割合は、38.9%であり、より一層の女性登用率の向上に努めなければなりません。

また、本市では、女性のエンパワーメント*支援のための各種事業を積極的に実施し、さまざまな分野で活躍されている方々を委員としたおやま女性活躍応援塾において、幅広い意見をいただき、施策に反映させてきました。

アンケート調査結果をみると、働く場において、仕事の内容や待遇についての男女差は、「昇格に男女差がある」、「育児休業、介護休業の取得に男女差がある」で“非常にそう思う(ややそう思うを含む)”の割合が高く、6割を超えています。一方、「研修を受ける機会に男女差がある」で“まったくそう思わない(あまりそう思わないを含む)”の割合が高く、3割半ばとなっています。

職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援も重要です。そのため、女性に対する就労支援と共に、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことも必要です。また、女性の経営参画を支援することと併せて、育児・介護等の負担を軽減するための取組も求められています。

さらに、アンケート調査で、生活の中での“仕事”、“家庭生活”、“地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)”の優先するものについて、希望(理想)と現実(現状)を聞いた結果は、“仕事と家庭生活の両方を優先したい”の割合が33.5%、“家庭生活を優先したい”の割合が22.6%、“仕事を優先したい”の割合が3.6%となった希望(理想)に対して、“家庭生活を優先したい”の割合が27.9%、“仕事と家庭生活の両方を優先したい”の割合が23.3%、“仕事を優先したい”の割合が14.5%となった現実(現状)となっています。

働くことを希望する全ての人が仕事と家事・育児・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する取組が必要です。また、男性の仕事中心の意識の改善に向けた啓発をするために、より多くの市民への情報を提供するのに効果的な方法を引き続き検討し、小山市ワーク・ライフ・バランス*推進事業者やおやまイクボス協議会登録事業所の拡充を図る必要があります。

第4章 計画の内容

アンケート調査結果をみると、働く場において女性の活躍を推進するために必要な支援は、“女性が働き続けていくことのできる相談体制の充実”の割合が61.2%と最も高く、次いで“事業所における女性の採用・登用の促進”の割合が48.5%、“男女共同参画に積極的に取り組む事業所への支援”の割合が39.8%となっています。

働く場において、男性と女性が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組が必要です。

また、アンケート調査結果によると、職場・学校・地域でのハラスメント*について、“自分も受けたことはないし、周囲にも被害者はいない”の割合が53.9%と最も高く、次いで“自分は受けたことはないが、周囲に被害者がいる”の割合が20.0%、“パワー・ハラスメント*を受けたことがある”の割合が14.0%となっています。今後は、事業者向けに各種広報媒体を用いたハラスメント*防止に関する情報提供を行い、防止啓発に努める必要があります。

地域における男女共同参画においては、アンケート調査結果では、家庭での役割分担において、「町内行事などへの参加」は“主に男性(どちらかといえば男性を含む)”の割合が32.2%、“男性と女性同程度”の割合が16.8%、“女性(どちらかといえば女性を含む)”の割合が33.8%である一方で、「PTAなどへの参加」は、“男性(どちらかといえば男性を含む)”の割合が3.2%、“男性と女性同程度”の割合が6.9%、“女性(どちらかといえば女性を含む)”の割合が50.3%となっており、男女差がみられます。

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。今後も、一人ひとりが協力しながら家庭生活や地域社会における男女共同参画を推進していくことが求められています。

また、男女共同参画の理念のもと、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら、共生社会づくりを進めることも重要です。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方針1 政策・方針決定過程への女性の参画

重点

女性活躍



あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画*の拡大に向け、市が率先して審議会等委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用を図ります。

また、女性のエンパワーメント*支援のための講座や講演会を実施するとともに、女性活躍の促進を図るため、異業種交流などを積極的に推進していきます。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
☆管理的職業従事者*全体に占める女性の割合 ※	16.7% (平成27年)	30.0%
☆市職員の管理監督職に占める女性の割合	31.0% (令和2年度)	30%以上
☆審議会等委員に占める女性の割合	38.9% (令和2年度)	40%以上 60%以下

※国勢調査（結果の公表は概ね5年後となる）

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
施策の方針1 政策・方針決定過程への女性の参画

取り組む施策① 女性の政策・方針決定過程への参画推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
33	市審議会等の女性の参画促進	市全体の女性委員登用率が半数に近づくよう、庁内各課に向け、積極的な働きかけを図ります。	行政改革課/ 人権・男女共同参画課
34	⑧政治分野などへの女性参画の推進	政治をはじめとする多方面の分野への男女共同参画を促進するため、政策・方針決定過程への女性参画の機会を設け、意識啓発を促します。	人権・男女共同参画課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方針1 政策・方針決定過程への女性の参画

取り組む施策②

女性の人材育成・エンパワーメント支援・女性交流事業

No.	事業名	事業内容	推進担当課
35	市女性職員の活躍支援	女性職員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、女性職員のキャリア形成支援に取り組みます。また、育児休業中の研修受講を支援し、スキルアップやキャリアアップを支援します。	職員課
36	女性のエンパワーメント*支援のための学習機会・情報の提供	女性のエンパワーメント*支援につながる講座や講演会の開催、研修会への派遣、学習機会の情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
			生涯学習課
37	女性交流推進事業	女性活躍の促進を図るため、異業種交流など様々な女性の交流を積極的に推進します。	人権・男女共同参画課
38	男女共同参画を推進するグループ団体への支援	消費者団体への支援を通して、人材育成、エンパワーメント*を促進します。	市民生活安心課
39	⑨男女共同参画に関する事業を行う団体等への支援	男女共同参画に関する事業を行う団体等に対し、市民企画支援事業補助金(仮)を交付し、エンパワーメント*を促進します。	人権・男女共同参画課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方針2

産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進

女性活躍



働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者による積極的改善措置(ポジティブ・アクション*)などの取組を促進します。

また、各種ハラスメント*等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、事業所や市民に対する啓発活動を進めます。

さらに、事業主に対し再雇用制度の普及・啓発に努めるとともに、女性の就労支援として学習機会の提供や就職や起業等の情報提供の充実を図り、支援を行います。女性活躍推進の必要性を事業所に広く働きかけていくため、女性活躍推進法*に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍や多様性(ダイバーシティ*)の推進に取り組む事業所が増えるよう啓発や情報発信などを行います。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
☆家族経営協定*締結数	302戸	342戸
☆創業・起業に関する女性の相談者数 (5年間の累積数)	24人 (平成28~令和元年度)	30人
☆女性の再就職等支援事業の受講者数 (5年間の累積数)	118人 (平成28~令和元年度)	130人

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方針2 産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進

取り組む施策①

産業・就労の分野における男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
40	市民に向けた各種ハラスメント*防止のための啓発	各種ハラスメント*防止や相談窓口について、イベントやセミナーの周知機会を利用し啓発を実施します。	人権・男女共同参画課
41	働く場における各種ハラスメント*防止のための啓発	各種ハラスメント*、性差別の防止について、関係団体の協力を得ながら、事業所に向けて周知を図ります。	人権・男女共同参画課
42	学校における各種ハラスメント*防止のための取組推進	学校における各種ハラスメント*防止のための職員研修のほか、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーをはじめ、相談機関の情報提供に努めます。	学校教育課
43	庁内における各種ハラスメント*防止のための取組推進	庁内における各種ハラスメント*防止のための啓発を進め、庁内及び外部相談窓口についての周知に努めます。	職員課
44	男女雇用機会均等法*の周知	セクシュアル・ハラスメント*等、母性保護、母性健康管理、間接差別・性差別等、雇用機会均等法等の周知に努めるほか、不妊治療などに対する職場での理解を深めます。	工業振興課
45	家族経営協定*の周知・締結	家族経営協定*の締結の促進により、農業におけるワーク・ライフ・バランス*の実現を目指します。	農業委員会事務局
46	☑️女性が管理職を希望しやすい職場環境の整備	事業所に対し、女性活躍推進法*に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性が管理職を希望しやすい職場環境の整備に対する支援を行います。	人権・男女共同参画課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
 施策の方針2 産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進

取り組む施策② 女性のチャレンジへの支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
47	創業相談	創業、起業、キャリアに関する相談を行います。	工業振興課
48	起業やスキルアップのための講座の開催	起業家育成講座や創業家フォーラム、工業大学セミナーなどの実施により、女性活躍を推進します。	工業振興課
49	再就職支援情報の提示	再就職者向けの相談機関の提示、技能向上のための職業訓練・学習機会、助成制度等の情報を提示します。	工業振興課
50	中小企業融資制度	性差の区別なく、起業意欲のある方に対し、支援制度の周知を継続します。	商業観光課
51	農業・農村男女共同参画推進事業	「第4期小山市農業・農村男女共同参画推進ビジョン」に沿った事業を実施し、農業を担う女性活躍を推進します。	農政課
52	女性の再就職支援事業	女性の再就職支援研修やテレワーク*等の多様で柔軟な働き方を推進する講座など、女性活躍を推進します。	人権・男女共同参画課
53	保育士再就職支援事業	保育士資格の有無にかかわらず、市内保育施設等に保育士として就職できるよう、研修や実習等を行い、支援します。	こども課
54	ビジネス支援事業	ビジネス支援コーナーにおいて、関連図書の収集や、関連機関・セミナー等のチラシを設置します。男女の区別なく参加できるテーマで、ビジネスセミナーを開催します。	中央図書館
55	求職者等支援制度の充実	求職者支援制度・雇用促進奨励制度により、女性活躍を推進します。	工業振興課
56	女性の職業生活における情報の提供	女性の職業生活における活躍の推進に向けた情報の提供を推進します。	人権・男女共同参画課
57	⑧理工系・専門分野への女性の参画促進	理工系分野等、女性が少ない分野で活躍しているロールモデル*の紹介や交流を行います。	人権・男女共同参画課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
施策の方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

重点

女性活躍



長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、多様な人々が活躍できるようなライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について、関係機関と連携して周知します。また、労働基準法、育児・介護休業法*に基づく制度の定着と活用を促進するため、事業所等におけるワーク・ライフ・バランス*を実現するための取組が推進されるよう支援を行うとともに、経営者・管理職の理解促進への取組を強化します。

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した保育施設整備と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
☆ワーク・ライフ・バランス*の実際の優先度 ※ (1) 仕事と家庭生活の両方 (2) 仕事と地域・個人の生活の両方 (3) 仕事と家庭生活と地域・個人の生活のすべて (1)～(3)を優先する人の割合	34.0%	40.0%
☆小山市ワーク・ライフ・バランス*推進事業者認定数	65社 (令和2年度)	115社
☆ファミリー・サポート・センター*会員数	968人	1,050人

※小山市男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年）

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
 施策の方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

取り組む施策① 仕事と家庭生活等を両立するための環境整備

No.	事業名	事業内容	推進担当課
58	ワーク・ライフ・バランス* のための情報提供	育児・介護等の関係法令、助成制度等を周知するとともに、柔軟な働き方であるテレワーク*の普及促進を図り、ワーク・ライフ・バランス*の促進に努めます。	人権・男女共同参画課
			工業振興課
59	ワーク・ライフ・バランス* 推進事業者認定事業の 推進	ワーク・ライフ・バランス*、両立支援等に積極的に取り組む事業者を認定し、その取組を広く周知することで事業所等へのワーク・ライフ・バランス*推進を図ります。	人権・男女共同参画課
60	ワーク・ライフ・バランス* 推進事業者に対するイン センティブ*付与の周知 啓発	ワーク・ライフ・バランス*、両立支援等に積極的に取り組む事業者に対する建設工事入札参加資格インセンティブ*付与を周知啓発します。	人権・男女共同参画課
61	庁内におけるワーク・ラ イフ・バランス*の推進	働き方改革関連法に基づき、残業時間の上限規制、有給休暇取得促進等に取り組むとともに、勤務形態の一つとしてテレワーク*の定着・活用を図り、職員のワーク・ライフ・バランス*の推進に努めます。	職員課
62	⑨テレワーク*等の推進 のための啓発	テレワーク*・在宅勤務の推進と、それに伴う家庭での家事分担等について、啓発を行います。	人権・男女共同参画課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
 施策の方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

取り組む施策② 子育て環境の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
63	①子育てひろば等の多世代交流事業 F1	未就園児親子と高齢者等との世代を超えての交流会を実施します。	こども課
64	多様な保育サービスの充実	「延長保育」、「休日保育」、「一時保育」、「病児・病後児保育」、「学童保育」など、保護者の就労形態や子どもの状況などに応じたきめ細かな保育サービスを提供します。	こども課
65	保育施設整備の促進	「幼稚園の認定こども園への移行」、「公立保育所の統合・民営化」、「民間による保育園の新設」を進め、保育施設を整備して待機児童を解消します。	こども課
66	子育て支援総合センターの運営	常設の子育てひろば、一時預かり、ファミリー・サポート・センター*事業のほか、子育て支援相談室での相談や情報提供、育児支援家庭訪問を行い幅広いサービスを提供します。	子育て 家庭支援課
67	妊娠・出産・子育てに関する助成制度	「こども医療費助成」、「不妊治療費(保険診療適用外)の助成」等、子育てや出産に関する各種助成制度の周知を図り、経済的支援を行います。	子育て 家庭支援課
68	子育て家庭支援のための保育料助成制度	国の制度等に基づき子育て家庭の経済的負担軽減のため、「幼児教育・保育の無償化」や「私立幼稚園等預かり保育料助成事業」等を実施します。	こども課
69	①子育て世代等の送迎移動解消に向けた交通環境整備	子育て世代の女性等の送迎にかかる負担を軽減するため、おバスの運行本数の増加等を実施します。	都市計画課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
 施策の方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

取り組む施策③ 経営者・管理職の意識向上のための取組強化

No.	事業名	事業内容	推進担当課
70	⑧ 経営者・管理職の意識向上のための取組	部下のワーク・ライフ・バランス*の推進や女性の活躍、男性の家庭参画に対する経営者や管理職の理解を深めるため、「おやマイクボス協議会」の輪を広げ、学び合いを実施します。	人権・男女共同参画課



基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方針4

地域における共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進



地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、多言語による情報提供を促進するなど、外国人住民への支援と男女共同参画に関する理解の推進を図ります。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
小山市男女共同参画推進サポーターの数	64人	100人

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方針4 地域における共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進

取り組む施策① 地域活動における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
71	⑧地域における女性リーダーの育成	地域の方針決定の場への女性の参画を推進します。	人権・男女共同参画課
72	社会教育指導者研修	男女共同参画の視点を持ち、社会教育の目的や推進のあり方について理解を深め、地域活動へ活かすことのできる技術の向上を図ります。	生涯学習課
73	男女共同参画推進協議会への活動支援	地域における男女共同参画に対する理解が深められるよう、男女共同参画推進協議会の活動を支援します。	人権・男女共同参画課
74	ボランティア養成講座の実施	男女ともにボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア養成講座等を実施します。	市民生活安心課 社会福祉協議会
75	ボランティア活動支援	地域で活躍できる人材へのボランティア活動支援のため、情報提供、相談に努めるほか、研修室など活動の場の提供等の支援を行います。	市民生活安心課 社会福祉協議会

No.	事業名	事業内容	推進担当課
76	介護ボランティア育成支援	あらゆる分野でのボランティア活動の推進を図るとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ次期を担う人材育成を推進します。	高齢生きがい課
77	高齢者の社会参画促進	男女の視点を活動に盛り込み、老人クラブ等の団体との連携、ホームページによる情報提供、および介護ボランティアの充実を図り、高齢者の社会参加と介護予防を推進します。	高齢生きがい課
78	環境保全活動推進	男女がともに協力し、多くの市民が参加できるようにイベント等を通じて環境保全啓発を推進します。	環境課
79	⑧ 渡良瀬遊水地第2調節池湿地保全活動	渡良瀬遊水地の貴重な湿地環境を保全するため、男女がともに協力し、市民協働のもと、外来植物除去活動や外来魚駆除活動等を行います。	自然共生課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
 施策の方針4 地域における共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進

取り組む施策② 外国人住民に対する男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
80	外国人住民への男女共同参画に関する理解の促進	「小山市男女共同参画推進条例」などの男女共同参画に関する考え方やDV等の相談窓口案内の多言語化(多言語情報配信アプリ等)を推進し、外国人住民に対しても理解の促進を図ります。	国際政策課
			人権・男女共同参画課
81	国際交流協会の活動支援 F1	「日本語教室」や各種交流事業を開催する国際交流協会の活動を支援します。また国際交流協会内に外国人住民の方にも分かりやすい情報コーナーを男女共同参画の視点により、市民と協働で設置します。	国際政策課
82	国際的理解の推進	国籍、人種、民族、文化の違いを理解・尊重し、共に生きる社会の構築に向け、学習・交流体験の機会を提供します。	国際政策課

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

【現状と課題】

本市では、DVをはじめとした、あらゆる暴力の根絶に向けた情報提供を含めた啓発活動や、被害者への安全・安心な支援体制の充実に努め、パンフレット配布やメディア等を活用した啓発を実施したほか、DV相談カードを市内各所に設置するなどの取組を進めてきました。

児童虐待・DV対策に関するアンケート調査結果において、過去5年以内に“DV、デートDV*の被害経験がある”と答えた人は3.5%、“身近な人のDV被害を見聞きしたことがある”と答えた人は12.1%となっており、依然として市民の身近なところでDVの被害が生じています。DV根絶のため、年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る必要があります。

また、性犯罪・性暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、医療や法的支援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備や子ども、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに留意しつつ適切に保護及び支援を受けられる体制整備を推進する必要があります。

本市においても台風や大雨による水害が発生しております。防災に関する知識や普段からの備えなど意識の高まりもある中で、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策が急務となっています。アンケート調査結果をみると、災害発生に伴う避難について女性の視点を取り入れ、今後の防災(災害復興も含む)活動に関して男女共同参画を推進していくために必要なことは、「防災訓練や防災研修会への女性の積極的な参加に努める」、「災害時ボランティア登録など多様な人材の確保」、「女性や乳幼児等に配慮した避難所機能の確保」、「男女別のニーズに配慮した避難所などでの支援マニュアルの充実」で“必要(どちらかといえば必要を含む)”の割合が高く、8割を超えています。

今後、国の「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、男女共同参画の視点からの取組を推進することが必要です。

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

施策の方針1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

重点



男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、市民一人ひとりがDVは犯罪につながる行為であり、重大な人権侵害であるとの認識を持つよう、周知・啓発します。また、被害者が、安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう取り組みます。

また、デートDV*・性暴力についても、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向け、予防や対応に関する啓発を図ります。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
過去5年以内に DV、デートDV*の被害がある人の割合 ※	3.5%	根絶を目指す
DV,デート DV*に関する相談窓口の認知度(全体から、 “いずれの窓口も知らない”と“無回答”を除いた割合) ※	67.3%	70.0%

※小山市児童虐待・DV対策に関するアンケート調査（令和元年）



基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

施策の方針1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

取り組む施策①

女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
83	児童虐待防止の啓発	虐待防止講演会の開催、オレンジリボンキャンペーン*の実施、リーフレットの配布等を通じて、児童虐待防止に関する啓発を行います。	子育て 家庭支援課
84	暴力追放の啓発と防犯情報の提供	暴力追放の啓発活動を実施するとともに、様々な広報媒体を通じた防犯情報の提供を行います。	市民生活安心課
85	DV防止啓発活動(小山市パープルリボン運動*)	女性等に対する暴力の根絶への取組として「小山市パープルリボン運動*」を実施し、DVに関する正しい知識の理解のため啓発に努めます。	人権・男女共同 参画課
86	⑧児童生徒を対象としたデートDV*・性暴力等に関する予防啓発	児童生徒を対象としたデートDV*やJKビジネス*、性暴力の予防や対応に関する啓発に取り組みます。	人権・男女共同 参画課

取り組む施策②

DV根絶のための安全・安心な相談・支援体制の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
87	DVに関する相談支援	小山市配偶者暴力相談支援センター*婦人相談員において、DVに関する相談支援を実施します。	子育て 家庭支援課
88	児童虐待に関する相談支援	小山市子ども家庭総合支援拠点を整備することで対応力を強化し、児童虐待に関する相談支援を実施します。	子育て 家庭支援課
89	⑧DV被害者の自立支援の充実	市民等からの寄付を受け、DVにより避難した家庭等が新たな生活を始めるために必要な生活用品を提供します。	子育て 家庭支援課

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

施策の方針2

人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進



発達段階に応じて、男女の性の違いや性の多様性*、互いの性の尊重を育む教育を行うことで、男女がともに、リプロダクティブ・ヘルス*／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に対して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つことができます。女性が自らの意思で、心身の特性に応じた保健・医療サービスを選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を送るための環境づくりを目指します。

また、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージ*に応じた身体と心の健康管理・保持増進と生きがいづくりを支援する取組の充実を図ります。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
妊婦健康診査受診率	96.4%	100.0%
乳がん検診受診率	35.8%	50.0%
子宮がん検診受診率	25.0%	50.0%

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり
 施策の方針2 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進

取り組む施策① 男女が互いの性を尊重する意識の醸成

No.	事業名	事業内容	推進担当課
90	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の理解促進	各種相談や訪問、中学校・義務教育学校と連携した「保健師による思春期保健講座」「中学生ピアカウンセリング*事業」を通じてリプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の理念の浸透を図ります。	健康増進課
91	性教育の充実	中学校・義務教育学校と連携し、「保健師による思春期保健講座」「中学生ピアカウンセリング*事業」を通じて母性保護、性感染症、HIVに関する保健指導、啓発を行います。	健康増進課
		小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒を対象に、母性保護、性感染症、HIV、薬物乱用防止に向けた指導、啓発を実施します。	学校教育課

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり
 施策の方針2 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいの推進

取り組む施策②

ライフステージに応じた男女の生涯にわたる健康支援や生きがいのづくり

No.	事業名	事業内容	推進担当課
92	母子保健医療の充実	母子健康包括支援センターを整備するとともに、健診や訪問、相談等を通じて、誰もが安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう、各種支援事業を実施します。	健康増進課
93	健康意識の普及	イベント、講座(教室)等を通して、健康づくりの意識啓発、指導を行います。	健康増進課
94	食育の推進・啓発	「第4期おやま地産地消・食育推進計画」に基づき、毎月8日のおやま「わ食の日」の普及を中心に、家庭や地域での食育を推進・支援します。	農政課
		保育施設での食育活動や給食・食育だよりでの家庭への情報発信を行うことにより、食育の推進に努めます。	こども課
		よりよい食習慣を身につけられるよう、健康と食に関する情報提供や望ましい食生活の普及啓発を図ります。	健康増進課
		各学校において、食育や地産地消について栄養教諭・学校栄養職員を中心に教職員と連携した指導を行います。また、家庭への普及・啓発を行うため食育だよりや給食だよりを発行します。	学校教育課
95	各種検診の充実	がん検診、骨粗しょう症検診など各種の検診を行います。	健康増進課
96	健康相談	日常生活、運動、栄養の適切な助言、指導を行います。	健康増進課
97	薬物乱用防止に向けた啓発	青少年健全育成大会・成人式などの若者が集まるイベントで薬物乱用防止啓発物品を配布し、啓発に努めます。	生涯学習課
98	スポーツの推進による健康づくり	ニュースポーツの新たな種目も取り入れた出前講座を実施し、体験を通してスポーツの普及・推進を図ります。	生涯スポーツ課
99	㊦結婚支援センター事業の啓発の推進 F1	結婚を望む独身の男女に出会いの機会を提供し、より効果的な結婚支援を行うため、啓発を強化します。	子育て家庭支援課

No.	事業名	事業内容	推進担当課
100	高齢者の孤立を防ぐ交流事業の推進	高齢者の孤立を防ぐため、「いきいきふれあい事業」「友愛サロン事業」等、高齢者の通いの場の充実を図ります。	高齢生きがい課
101	⑨ 人生100年時代への生きがいづくりの支援	人生100年時代を見据え、ライフステージ*に沿った内容の講座を実施し、生きがいづくりへの支援につなげます。	人権・男女共同参画課
102	⑨ 生きがいづくりのための講座開催	60歳以上を対象に趣味を通じた生きがい・仲間づくりのため、「シニアライフアップ講座」を開講し、講座終了生によるサークル活動の支援を行います。	社会福祉協議会



基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

施策の方針3 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

重点



女性が貧困に陥りやすい背景として、非正規雇用割合が高く、給与が年齢とともに上がりにくいという現状があります。生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。

また、高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティ*などの人たちも安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
ひとり親への就業支援 (就労したひとり親の数:年度での数)	7人	20人

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり
施策の方針3 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

取り組む施策①

困難を抱える人が安心して暮らせるための相談・啓発の実施

No.	事業名	事業内容	推進担当課
103	法律相談(弁護士)	法律に関するあらゆる困りごとについて弁護士相談を実施します。	市民生活安心課
104	心配ごと相談 (弁護士・相談員)	弁護士・相談員による生活に関するあらゆる相談を受け付けます。	社会福祉協議会
105	家庭内困りごと相談 (元家庭裁判所調査官)	夫婦、親子、親族関係で起きている困りごとについて、元家庭裁判所調査官及び調停員による相談事業を実施します。	市民生活安心課
106	人権相談 (人権擁護委員)	人権擁護委員による人権相談を受け付けます。	人権・男女共同 参画課
107	こころの相談 (精神科医師)	こころの相談(精神科医師)を開催し、心の悩み、不安等に関する相談に応じます。	福祉課
108	市民相談	日常生活での困りごとや行政に関する相談に応じるとともに、相談内容に対応できる市の関係課や専門相談等相談先を案内します。	市民生活安心課

No.	事業名	事業内容	推進担当課
109	青少年相談 (青少年相談員)	教育や子育てに関する悩みについて専門の相談員が面接や電話での相談に応じます。	生涯学習課
110	子育て家庭生活相談 (スクール・ソーシャル・ワーカー*)	スクール・ソーシャル・ワーカー*による子育て家庭生活相談事業を実施し、貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげることで家庭を支援し解決に結びつけます。	子育て 家庭支援課
111	消費生活相談 (消費生活相談員)	消費生活センターにおいて、消費生活に関するトラブルについて専門的知識を持った消費生活相談員による相談事業を実施します。	市民生活安心課
112	権利擁護相談 (あすてらす おやま専門員)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を対象とした福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービス、成年後見制度に関する相談支援等を行います。	社会福祉協議会
113	女性のための相談 (カウンセラー・弁護士)	女性のカウンセラーや女性の弁護士による女性のための相談を実施します。	人権・男女共同 参画課
114	婦人相談(婦人相談員)	婦人相談員等による DV や離婚等の相談支援を行います。	子育て 家庭支援課
115	外国人住民への相談支援	多文化共生総合支援センターや外国人子育てふれあいサロン(国際交流協会内)に外国語対応可能な相談員を配置し、外国人住民への行政サービス案内の支援をします。また、相談員の対応可能言語の増加を計画します。	国際政策課
116	社会全体で子育てを支える意識の啓発	講演会、啓発紙等により、子育てを地域や社会で支える意識の高揚を図ります。	子育て 家庭支援課
117	介護保険制度、サービス等の情報提供	介護は女性がするものといった固定的性別役割分担意識*によることのない介護のために、広報おやま・ホームページ・パンフレット等による周知を行います。	高齢生きがい課
118	高齢者虐待防止と啓発	研修会の開催やリーフレットの配布等を通じて、高齢者虐待に関する啓発を実施する他、相談機関の情報提供を行います。また、関係機関との連携を図ります。	高齢生きがい課

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり
 施策の方針3 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

取り組む施策②

高齢者・障がい者・ひとり親・性的マイノリティ等への支援の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
119	ひとり親家庭の自立支援	母子・父子自立支援員等による相談支援の充実を図ります。また、「児童扶養手当」、「遺児手当」、「医療費助成」、「貸付」、「教育・技能訓練に対する資金援助」等の経済的支援を行います。	子育て 家庭支援課
120	ひとり親家庭のための住宅支援	市営住宅の入居募集に際し、優先入居住宅を設け、ひとり親家庭を含む募集を積極的に実施し、居住の安定化を図ります。	建築課
121	子どもの貧困対策の推進	「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」により、総合的な貧困対策を推進します。	子育て 家庭支援課
122	地域包括支援センターの運営	介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護等の業務を実施し、地域の高齢者が自立した生活ができるよう支援します。	高齢生きがい課
123	障がい者等の支援	各種手帳交付時に、「障がい者福祉ガイド」等を配布し、障がい者向けサービスの情報提供を行います。	福祉課
124	障がい児者基幹相談支援センターの運営	障がい児者及びその家族や支援者の様々な相談に応じ、障がい児者の生活を支援します。	福祉課
125	⑨ひきこもり支援に関する取組	「ひきこもり相談支援室」を開設し、市民に広く周知し悩んでいる方の利用を促すとともに、関係機関と連携し、個別相談、家族の集い・本人の居場所事業等を通じた支援を行います。	福祉課
126	⑨犯罪被害者等への支援	市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、「小山市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等を支援します。	市民生活安心課
127	⑨性的マイノリティ*に対する支援	性的マイノリティ*への支援を行うため、行政サービスにおける対応の推進を図ります。	人権・男女共同 参画課

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

施策の方針4 男女共同参画の視点に立った防災対策



地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

◆成果指標

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
女性の防災士の養成数	30人	45人

基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

施策の方針4 男女共同参画の視点に立った防災対策

取り組む施策① 男女共同参画の視点に立った災害時対応

No.	事業名	事業内容	推進担当課
128	防災における男女共同参画	小山市地域防災計画の規定に基づき、特に被災者の支援において女性の視点も配慮した防災対策を進めます。	危機管理課
129	防災における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の視点に立ち、防災訓練、HUG*研修や防災体験講座等を実施します。	危機管理課 人権・男女共同参画課
130	⑨避難所運営に男女がリーダーとして参画するための仕組みづくり	避難所運営、防災マニュアル等において、男女がリーダーとして参画できる仕組みをつくりまします。	人権・男女共同参画課

取り組む施策② 防災に関する活動等への女性の参画促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
131	⑨防災分野への女性の進出支援	消防吏員に占める女性の割合を引き上げるとともに、女性の消防団員の入団促進に積極的に取り組み、女性の消防職団員の活躍を推進します。	消防総務課
132	⑨防災士資格取得の促進と支援	小山市防災士養成講座にて防災士を養成していく中で、地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、女性の資格取得を進めます。	危機管理課





計画の推進

1 推進体制

男女共同参画施策を推進していくためには、庁内の各部・課・「小山市庁内男女共同参画推進員」等との緊密な連携体制を充実させることが必要です。計画の進行管理に「小山市男女共同参画推進本部」・「小山市男女共同参画推進本部幹事会」及び「小山市男女共同参画審議会」がともに関わることで、小山市の現状に合わせた事業や推進すべき事業を行っていきます。

また、行政だけでなく市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくため、「小山市男女共同参画推進員」、「小山市男女共同参画推進サポーター」、市民、団体・グループ、事業所、大学などとも連携・協働しながら、施策を進めます。

さらに、男女共同参画社会の実現を推進する拠点施設としての「男女共同参画センター」の機能の充実を行います。

これらに加え、これまでの男女共同参画社会の実現についての取組を引き継ぐとともに、あらゆる分野において女性の活躍を支援するための計画として発展させていきます。

2 進捗管理方法

計画の実効性を確保するために、「小山市男女共同参画推進本部」・「小山市男女共同参画推進本部幹事会」及び「小山市男女共同参画審議会」において計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進行管理を行います。また、関係機関と連携を図り、各事業の取組状況の把握に努めます。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを年度ごとに繰り返していきます。

3 成果指標一覧

男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します。

基本目標		項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
1 男女共同参画社会に 向けた意識の向上	1	固定的性別役割分担意識*に同意しない人の割合 (「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」の質問で、“そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)”と答えた割合) ※1	72.7%	80.0%
	2	「社会通念や慣習・しきたり」における男女平等意識(“男女平等になっている”と答えた割合) ※1	11.4%	20.0%
	3	性的マイノリティ*についての認知度 (“性的マイノリティ*という言葉聞いたことがあり、意味も知っている”と答えた割合) ※1	70.4%	80.0%
	4	男女共同参画に関する講座の参加者数 (5年間の累積数)	317人	500人
	5	男性の育児休業取得率 ※2	4.5%	15.0% (令和6年)
2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	☆ 6	管理的職業従事者*全体に占める女性の割合 ※3	16.7% (平成27年)	30.0%
	☆ 7	市職員の管理監督職に占める女性の割合	31.0% (令和2年度)	30%以上
	☆ 8	審議会等委員に占める女性の割合	38.9% (令和2年度)	40%以上 60%以下
	☆ 9	家族経営協定*締結数	302戸	342戸
	☆ 10	創業・起業に関する女性の相談者数 (5年間の累積数)	24人 (平成28～ 令和元年度)	30人
	☆ 11	女性の再就職等支援事業の受講者数 (5年間の累積数)	118人 (平成28～ 令和元年度)	130人
	☆ 12	ワーク・ライフ・バランス*の実際の優先度 ※1 (1) 仕事と家庭生活の両方 (2) 仕事と地域・個人の生活の両方 (3) 仕事と家庭生活と地域・個人の生活 のすべて (1)～(3)を優先する人の割合	34.0%	40.0%
	☆ 13	小山市ワーク・ライフ・バランス*推進事業者 認定数	65社 (令和2年度)	115社
	☆ 14	ファミリー・サポート・センター*会員数	968人	1,050人
	☆ 15	小山市男女共同参画推進サポーターの数	64人	100人

※1 小山市男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

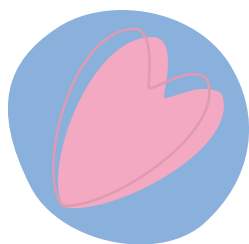
※2 小山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成30年)

※3 国勢調査

第5章 計画の推進

基本目標		項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
3 暴力の根絶と安心して 生き生きと暮らせる環境 づくり	16	過去5年以内にDV、デートDV*の被害がある人の割合 ※4	3.5%	根絶を目指す
	17	DV,デート DV*に関する相談窓口の認知度(全体から、“いずれの窓口も知らない”と“無回答”を除いた割合) ※4	67.3%	70.0%
	18	妊婦健康診査受診率	96.4%	100.0%
	19	乳がん検診受診率	35.8%	50.0%
	20	子宮がん検診受診率	25.0%	50.0%
	21	ひとり親への就業支援 (就労したひとり親の数:年度での数)	7人	20人
	22	女性の防災士の養成数	30人	45人

※4 小山市児童虐待・DV対策に関するアンケート調査（令和元年）



参考資料

- 1 計画策定の経緯
- 2 小山市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 小山市男女共同参画推進条例
- 4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 5 男女共同参画社会基本法
- 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- 9 男女共同参画推進に関する年表
- 10 用語解説
- 11 おやま F1 評定の経緯と提言

1 計画策定の経緯

日程	内容等
令和元(2019)年11月6日	小山市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関するアンケート調査について
令和元(2019)年11月19日	小山市男女共同参画推進本部幹事会 ・男女共同参画に関するアンケート調査について
令和元(2019)年11月25日	小山市男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画に関するアンケート調査について
令和2(2020)年1月23日 ～令和2(2020)年2月14日	男女共同参画に関する市民アンケート調査
令和2(2020)年1月28日 ～令和2(2020)年2月17日	男女共同参画に関する事業所アンケート調査
令和2(2020)年6月1日	小山市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関するアンケート調査結果について
令和2(2020)年7月1日	小山市男女共同参画推進本部幹事会 ・男女共同参画に関するアンケート調査結果について
令和2(2020)年7月17日	小山市男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画に関するアンケート調査結果について
令和2(2020)年9月15日	小山市男女共同参画審議会 ・骨子案について
令和2(2020)年9月17日	小山市男女共同参画推進本部会議・幹事会 ・骨子案について
令和2(2020)年11月4日	小山市男女共同参画審議会 ・素案について
令和2(2020)年11月10日	小山市男女共同参画推進本部幹事会 ・素案について
令和2(2020)年11月16日	小山市男女共同参画推進本部会議 ・素案について
令和2(2020)年12月18日 ～令和3(2021)年1月13日	パブリックコメントの実施
令和3(2021)年1月18日	小山市男女共同参画審議会 ・パブリックコメント結果、最終案について
令和3(2021)年1月19日	小山市男女共同参画推進本部幹事会 ・パブリックコメント結果、最終案について
令和3(2021)年2月1日	小山市男女共同参画推進本部会議 ・パブリックコメント結果、最終案について

2 小山市男女共同参画審議会委員名簿

任期:令和2年9月1日～令和4年8月31日

区分	氏名	役職等
会長	桐生 雅弘	小山市男女共同参画推進協議会理事
副会長	橋本 桂子	橋本会計事務所所長
委員	藤沼 千春	藤沼労務管理事務所キャリアコンサルタント
	岩間 光朗	弁護士
	青木 美智子	小山市議会議員
	永井 有妃子	小山城南小学校校長
	信末 清美	小山市農業士会代表
	関 比佐江	小山商工会議所女性経営者会理事
	小倉 秀佳	連合栃木下都賀地域協議会事務局次長
	秋山 みどり(前任)	水戸証券株式会社小山支店長
	林 龍男(後任)	
	荒川 順光	小山市自治会連合会大谷支部理事 雨ヶ谷一自治会長
	菅野 タミ子	栃木県地域人権運動連合会小山市協議会議長
	松本 勝彦	ハローワーク小山 小山公共職業安定所所長
池村 百合子	公募	

任期:平成30年9月1日～令和2年8月31日

区分	氏名	役職等
会長	岡崎 支美子	小山市食文化研究会会長
副会長	桐生 雅弘	小山市男女共同参画推進協議会理事
委員	藤沼 千春	藤沼労務管理事務所キャリアコンサルタント
	岩間 光朗	弁護士
	青木 美智子	小山市議会議員
	永井 有妃子	小山城南小学校校長
	信末 清美	小山市農業士会代表
	関 比佐江	小山商工会議所女性経営者会理事
	児玉 浩一	連合栃木下都賀地域協議会議長
	秋山 みどり	水戸証券株式会社小山支店長
	古内 光一	小山市自治会連合会大谷支部副支部長 土塔二自治会長
	菅野 タミ子	栃木県地域人権運動連合会小山市協議会議長
	阿久津 治	阿久津産業株式会社取締役

(敬称略、役職等は委員委嘱時のもの)

3 小山市男女共同参画推進条例

平成 16 年 6 月 30 日条例第 14 号

目次
前文

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等
 - 第1節 基本的施策(第7条―第14条)
 - 第2節 推進体制(第15条―第17条)
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第18条・第19条)
- 第4章 小山市男女共同参画審議会(第20条)
- 第5章 雑則(第21条)
- 附則

男女は、すべて、人として平等であって、個人として尊重されなければなりません。

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけていること等により、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。

豊かな水と緑と大地に恵まれている小山市には、中世において、当時の寒川郡網戸郷の地頭職に任命された女性、寒川尼の活躍した史実があります。今日、小山市では、性差にとらわれずにあらゆる分野の男女共同参画を目的とした「小山市男女共同参画プラン」を作成するとともに、「みんなで築こう参画社会」をスローガンに、県内初の「男女共同参画都市」の宣言(平成13年6月30日)を行い、男女が共に生き、心豊かで幸せに暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでいます。

しかしながら、男女の役割として固定的にとらえる意識や慣行、セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力等の人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき課題が残されています。さらに、少子高齢化、経済構造の変革、情報化の進展、価値観の多様化等新たな社会のシステムづくりが求められています。

このような状況から、男女がそれぞれ個人としての互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが家庭、職場、学校、地域等社会のあらゆる分野において対等に参画し、共に責任を担い、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要です。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者の協働により、男女共同参画社会の早期実現を総合的かつ計画的に推進し、夢と誇りをもって小山市を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念及び男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与え、相手の尊厳を傷つけ又は不利益を与える行為をいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦又は恋人等親密な関係にある人からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤・通学し、若しくは市内に滞在するすべての個人をいう。
- (6) 事業者 市内において、事業所等を有する又は事業を行う個人、法人(国及び地方公共団体を除く。)及びその他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の自由な選択を阻害することのないよう配慮されること。
- (3) 市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に子育て、介護、その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画し、責任も分かち合うことができること。
- (5) 男女が、互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重される良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して国際的協調の下に行われなければならないこと。

参考資料

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、他の市町村、県及び国等と連携し、率先して取り組まなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画・調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、自ら男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女が職場における活動、家庭生活及びその他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動に関し、男女の差別的な取扱いをすることなく能力を発揮するための機会を確保し、個人としての能力を適正に評価するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、その事業活動における男女共同参画の取組みについて市長の求めがあった場合は、その状況報告等について協力するよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本的施策

(基本的な計画の策定等)

- 第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な計画を策定しなければならない。
- 2 市長は、基本的な計画を策定又は変更するときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、小山市男女共同参画審議会(第16条及び第20条において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本的な計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第8条 市は、各種施策を策定又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に関し配慮しなければならない。
- 2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長させるような表現を用いることのないよう配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

- 第9条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者が理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うときは、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における措置等)

- 第10条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる教育の分野において男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画の推進のための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる教育にかかわる者は、男女共同参画の理念について理解し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(農業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

- 第11条 市は、農業及び家族経営的な商工業等の分野において男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、啓発活動その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

- 第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、当該機会の格差の改善に努めるものとする。
- 2 市は、審議会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

- 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項並びに男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(年次報告)

- 第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2節 推進体制

(小山市男女共同参画推進員)

- 第15条 市は、市民の協力を得て男女共同参画社会実現の推進を図るため、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う小山市男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を置く。
- 2 推進員の定数は、50人とする。
- 3 推進員は、市内に居住する者であって、公募に応じたもの及びその他のものの中から市長が委嘱する。
- 4 推進員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進員は、再任されることができない。ただし、前項ただし書により委嘱された推進員は、1期(2年)に限り再任されることができる。
- 6 市は、推進員の活動を支援するものとする。

(市の施策に対する意見、苦情等への対応)

- 第16条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす

参考資料

と認められる施策について、市民又は事業者からの意見、苦情等の申出があった場合は、当該申出に適切に対応するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申出があった場合において、特に必要があると認めるときは審議会の意見を聴くことができる。

(相談等への対応)

第17条 市は、男女共同参画の推進を阻害する行為について、市民又は事業者からの相談等に適切に対応するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の相談等があった場合は、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 市・市民・事業者は、直接的、間接的を問わず、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 市・市民・事業者は、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間の人権を侵害する行為等、相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 市・市民・事業者は、公衆に表示する情報において当該情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力的行為を助長させる表現又は不必要な性的表現を行わないように努めなければならない。

第4章 小山市男女共同参画審議会

(審議会)

第20条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するため審議会を設置する。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する必要事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、15人以内の委員で構成する。この場合において、男女いずれの委員の数も委員総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 審議会の委員は、学識経験を有する者、公募に応じた者及びその他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

4 女子に対するあらゆる形の差別の撤廃に関する条約

1979年12月18日国際連合総会採択
1981年9月3日発効
1985年6月25日批准条約第7号

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

参考資料

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件下の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の

条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件について

の権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要の場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条

約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所におけるすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかに問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び

参考資料

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

5 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文
第一章 総則(第一条—第十二条)
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)
第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

参考資料

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年一月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参考資料

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族 次号 第六号 第五条 第八条の三及び第九条において同じ)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町

村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ)を受けた者に限る。以下この章において同じ)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力 同号において同じ)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

参考資料

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は 相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には 理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件

参考資料

の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第

五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書等の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復

参考資料

させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

参考資料

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号
最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生

活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項

参考資料

及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三

十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必

参考資料

要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活に

おける活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

参考資料

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年六月五日法律第二四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

参考資料

第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年五月二十三日法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体に於ける政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、

政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

9 男女共同参画推進に関する年表

実施年	世界(国連)	国	栃木県	小山市
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・総理府婦人問題企画推進本部設置		
昭和51年 (1976年)	・国際婦人の10年が始まる	・民法改正(離婚後婚氏続称制度の新設)		
昭和52年 (1977年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開設		
昭和54年 (1979年)	・「女子差別撤廃条約*」採択		・企画部婦人青少年課設置 ・婦人行政連絡会議設置 ・栃木県婦人問題懇話会設置	
昭和55年 (1980年)	・国際婦人の10年中間年世界会議(コペンハーゲン)「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・民法等の改正(配偶者相続分改正、寄与分制度新設)		
昭和56年 (1981年)	・ILO*第156号条約「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」採択	・国内行動計画後期重点目標策定 ・母子福祉法改正	・婦人のための栃木県計画策定	
昭和58年 (1983年)				・市民部に婦人青少年課設置 ・啓発誌「おやまの婦人」創刊
昭和59年 (1984年)		・第1回日本女性会議		
昭和60年 (1985年)	・国際婦人の10年最終年世界会議(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正(父母両血統主義採用) ・男女雇用機会均等法*成立 ・女子差別撤廃条約*批准		・小山市婦人のつどい開催
昭和61年 (1986年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催	・とちぎ新時代女性プラン策定	・小山市婦人団体連絡会(後の小山市女性団体連絡協議会)発足
昭和62年 (1987年)	・国際婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・西暦2000年に向けての国内行動計画策定	・第1回婦人のつどい開催	
昭和63年 (1988年)			・栃木県婦人団体連絡協議会発足	・女性の問題を考える市民のつどい開催
平成元年 (1989年)	・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択	・パートタイム労働指針発表 ・国の審議会等における婦人委員の登用促進提言 ・新学習指導要領告示(高校家庭科男女必修)		・婦人行政庁内連絡会議設置 ・小山市女性行動計画策定懇話会設置
平成2年 (1990年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・策定懇話会「小山市女性行動計画策定に向けて」提言 ・小山市女性問題懇話会設置

実施年	世界(国連)	国	栃木県	小山市
平成3年 (1991年)		・育児休業法公布 ・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定	・とちぎ新時代女性プラン(二期計画)策定	・小山市女性行動計画策定 ・女性行政課設置(婦人青少年課を改組) ・小山市女性行政庁内推進会議設置(婦人行政庁内連絡会議を改組) ・啓発誌「おやまの女性」に名称変更
平成4年 (1992年)		・婦人問題担当大臣(官房長官兼務)設置		・小山市女性活動施設整備基本構想検討委員会設置
平成5年 (1993年)	・世界人権会議開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・パートタイム労働法公布・施行 ・男女共同参画社会に向けての全国会議開催		・小山市女性活動施設整備基本構想検討報告書提出
平成6年 (1994年)	・国際人口・開発会議(カイロ)「リプロダクティブヘルス/ライツ*」を打ち出した行動計画採択 ・「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択	・男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 ・児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)批准		・男女がともに創る21世紀をめざす市民のつどい開催
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 (目標:平等・開発・平和)	・育児・介護休業法*成立(育児休業法の改正法) ・ILO*第156号条約批准	・財団法人とちぎ女性センター設立	
平成8年 (1996年)		・優生保護法改正、母体保護法として公布・施行 ・男女共同参画2000年プラン策定	・とちぎ新時代女性プラン(三期計画)策定 ・パーティとちぎ女性センター開館 ・栃木県男女共同参画推進本部設置 ・女性青少年課に名称変更	・第2次小山市女性行動計画策定 ・女性問題懇話会「委員会審議会等に対する女性の参画に関する提言」提出
平成9年 (1997年)		・男女雇用機会均等法*、労働基準法、育児・介護休業法*改正 ・介護保険法公布		・女性史編さん準備会発足 ・男女共同参画社会をめざす市民のつどい開催
平成10年 (1998年)				・女性問題懇話会「ジェンダー*チェックに関する調査報告書」提出 ・小山市男女共同参画推進本部設置 ・小山市女性史編さん事業開始
平成11年 (1999年)	・「女子差別撤廃条約*」選択議定書採択	・男女共同参画社会基本法公布・施行	・栃木県男女共同参画懇話会設置	
平成12年 (2000年)	・国連特別総会女性2000年会議開催(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画閣議決定 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律公布・施行 ・児童虐待の防止等に関する法律公布・施行	・女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組	・女性問題懇話会「ジェンダー*チェックに関する調査報告書」提出 ・小山市男女共同参画懇話会設置(女性問題懇話会を名称変更) ・啓発誌「ジェンダー*フリーおやま」に名称変更

参考資料

実施年	世界(国連)	国	栃木県	小山市
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・第1回男女共同参画週間 ・配偶者暴力防止法*公布・施行 ・女性に対する暴力をなくす運動実施決定 ・育児・介護休業法*改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ男女共同参画プラン策定 ・とちぎ女性政策塾開始 ・とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・小山市男女共同参画プラン(第2次小山市女性行動計画改定)策定 ・総務部男女共同参画課設置 ・小山市男女共同参画都市宣言
平成14年 (2002年)			<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県男女共同参画推進条例公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・小山市勤労者福祉会館・男女共同参画センター開館 ・小山市男女共同参画推進員設置 ・「小山に生きた女性たち－近現代編－」発刊 ・小山市男女共同参画推進に関する条例基本構想検討委員会設置 ・小山市女性模擬議会開催
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃委員会による日本レポート審議(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」策定 ・次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・少子化対策基本法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画フェア開催 ・第1期おやまの農業・農村男女共同参画推進ビジョン策定 ・啓発誌「ハーモニーおやま」に名称変更
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法*改正及び同法に基づく基本方針の策定 ・児童虐待の防止等に関する法律改正 ・育児・介護休業法*改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・パルティとちぎ女性センターをパルティとちぎ男女共同参画センターに名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・小山市男女共同参画推進条例制定、施行 ・小山市男女共同参画審議会設置 ・第2回小山市女性模擬議会開催
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次男女共同参画基本計画閣議決定 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定 	
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法*改正 ・女性の再チャレンジ支援プラン改定 ・高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)策定 ・第二期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・小山市男女共同参画基本計画策定
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(インド) 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 ・配偶者暴力防止法*改正 ・児童虐待の防止等に関する法律改正 ・パートタイム労働法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年男女共同参画課に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口の開設 ・第2期おやまの農業・農村男女共同参画推進ビジョン策定
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> ・新待機児童ゼロ作戦策定 ・次世代育成支援対策推進法改正 ・配偶者暴力防止法*に基づく基本方針の改定 ・仕事と生活の調和推進室設置 ・児童虐待の防止等に関する法律改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定懇話会設置

実施年	世界(国連)	国	栃木県	小山市
平成21年 (2009年)	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(韓国) ・女子差別撤廃委員会が第6回日本審査の総括所見発表	・母子及び寡婦福祉法改正 ・育児・介護休業法*改正 ・高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律改正	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)策定	
平成22年 (2010年)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)	・第3次男女共同参画基本計画閣議決定 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の改正		・小山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定
平成23年 (2011年)	・ジェンダー*平等と女性のエンパワメント*のための国際機関(UN Women*)発足		・とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)策定 ・第三期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン策定 ・とちぎ男女共同参画センター開所	・第2次小山市男女共同参画基本計画策定 ・小山市勤労者福祉会館・男女共同参画センター改修 ・男女共同参画課事務室センターへ移転
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー*平等と女性のエンパワメント*決議案」採択	・女性の活躍促進による経済活性化行動計画策定	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次改定版)策定	・小山市ワーク・ライフ・バランス*推進事業者認定事業開始 ・パープルリボン運動*(女性に対する暴力をなくす運動)開始 ・第3期おやまの農業・農村男女共同参画推進ビジョン策定
平成25年 (2013年)		・配偶者暴力防止法*改正 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律改正		・小山市配偶者暴力相談支援センター*設置
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー*平等と女性のエンパワメント*決議案」採択	・すべての女性が輝く社会づくり本部設置 ・次世代育成支援対策推進法改正	・人権・青少年男女参画課に改編	・小山市男女共同参画推進協議会設立
平成27年 (2015年)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催(ニューヨーク) ・国連サミット(ニューヨーク)「持続可能な開発のための2030アジェンダ*(SDGs*)」採択 ・UN Women*日本事務所開設	・第4次男女共同参画基本計画閣議決定 ・女性活躍推進法*公布 ・女性・平和・安全保障に関する行動計画策定		・第2期小山市児童虐待・DV対策基本計画策定
平成28年 (2016年)	・女子差別撤廃条約*実施状況報告審議(第7回・第8回) ・G7伊勢志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針及び女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」合意	・育児・介護休業法*及び男女雇用機会均等法*改正 ・ニッポン一億総活躍プラン公表 ・女性の活躍推進のための開発戦略策定	・とちぎ男女共同参画プラン(四期計画)策定 ・栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画策定 ・第四期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン策定	・第3次小山市男女共同参画基本計画(第1次小山市女性活躍推進計画を包含)策定
平成29年 (2017年)		・育児・介護休業法*改正 ・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し)	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次改定版)策定	・小山市女子学生模擬議会開催 ・第4期おやまの農業・農村男女共同参画推進ビジョン策定
平成30年 (2018年)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*の公布・施行 ・民法改正(女性の婚姻開始年齢の引き上げ、男女とも18歳に統一)		・おやま女性活躍応援塾設置 ・おやまイクボス合同宣言 ・小山市女性団体連絡協議会解散、小山市男女共同参画推進協議会に統合

参考資料

実施年	世界(国連)	国	栃木県	小山市
令和元年 (2019年)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法*改正 ・女性活躍推進法*改正 ・育児・介護休業法*及び男女雇用機会均等法*改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3期小山市児童虐待・DV対策基本計画策定 ・おやまイクボス協議会設立
令和2年 (2020年)		<ul style="list-style-type: none"> ・第5次男女共同参画基本計画閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画係を女性活躍推進係に名称変更
令和3年 (2021年)			<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)策定 ・栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)策定 ・第五期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次小山市男女共同参画基本計画(第2次小山市女性活躍推進計画を包含)策定 ・組織改編により、人権・男女共同参画課となり、男女共同参画係に名称変更

10 用語解説

あ・ア行

ILO(International Labour Organization)

国際労働機関。大正8(1919)年に設立され、労働条件の改善を通じて、社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること、完全雇用、労使協調、社会保障等の推進を目的としています。

アジェンダ

計画、予定案、議事日程、協議事項などを指します。特に政治・政策的な分野で、検討課題、行動計画の意で用います。

UN Women

平成23(2011)年、国連のジェンダー関連の4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として新たに発足した機関です。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4(1992)年4月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。

イクメン・カジダン

「イクメン」とは「子育てする男性(メンズ)」の略。積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性、または将来的にそうありたいと考えている男性を指します。

「カジダン」とは、「家事男子」のことで、料理、洗濯、掃除などの家事を楽しみ、積極的にこなす男性のことをいいます。

インセンティブ(Incentive)

やる気を起こさせるような刺激、動機付け。人や企業が物事に取り組むとき、その意欲を外側から高める働きをするものです。ワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む企業の活動を促進するため、地方公共団体が公共調達において優遇措置を図ることなどをいいます。

AI(Artificial Intelligence)

人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術です。

参考資料

SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12(2030)年を年限とする17のゴール、169のターゲットから構成される国際目標です。(P102 参照)

NPO(Non Profit Organization、特定非営利活動法人)

ボランティア活動などの様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

LGBT(Lesbian Gay Bisexual Transgender)

女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシャル)、心と体の性の不一致(トランスジェンダー)の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつです。

エンパワーメント(Empowerment)

自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力などを身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画するなど、力をつけることを意味します。

オレンジリボンキャンペーン

子どもが虐待によって命を奪われるという、痛ましい事件をきっかけに、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、平成18(2006)年に小山市の「カンガルーOYAMA」が子ども虐待防止を訴える「オレンジリボン運動」を始めました。11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、「オレンジリボン」をシンボルマークとして広報、啓発活動を行っています。

か・力行

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

管理的職業従事者

就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいいます。

キャリアデザイン

自分の職業人生を自ら主体的に設計し実現していくことをいいます。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

COVID-19(新型コロナウイルス感染症)

新型コロナウイルスである“SARS-CoV2”による感染症のことです。WHO はこのウイルスによる感染症のことを“COVID-19”と名付けました。令和元(2019)年12月以降短期間で全世界に広がった感染症です。

JKビジネス

女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業のことをいいます。本人が危険性を十分認識しておらず、重大な性被害等につながる恐れがあります。

ジェンダー(gender)

生物学的な性別に対する用語として、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー)」といいます。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI(Gender Gap Index))

世界経済フォーラムが毎年発表している、各国における男女格差を測る指数です。この指数は、経済・教育・政治・健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、常時雇用される労働者の数が301人以上の民間企業等)に義務付けられました。

女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする条約です。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。本条約の発効は昭和56(1981)年で、日本は昭和60(1985)年に締結しました。

スクール・ソーシャル・ワーカー(School Social Worker)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う者のことです。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30(2018)年に公布・施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

参考資料

政策・方針決定過程への女性の参画

議会議員、法人・団体等における課長相当職以上の者、専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者、審議会委員など、施政上の方針や方策に関する決定の場に女性が参画することをいいます。

性的マイノリティ

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向が同性や両性(男女両方)に向いている人など、社会的には少数派となることから、性的マイノリティ・性的少数者といえます。

性の多様性

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致がある者)、インターセックス(身体上の性別が不明瞭の者)など、生物学的性だけでなく性の自己意識や性的指向による様々な性が存在していることの表現のひとつです。

セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)

相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与える性的いやがらせ行為をいいます。職場においては、性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件において不利益を受けるものや就業環境が害されるものなどがあります。

た・夕行

ダイバーシティ

多様性のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

昭和60(1985)年に勤労婦人福祉法の全面改正法として制定され、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律です。

デートDV

結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力をいいます。その暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などの多様な暴力が含まれます。

テレワーク(Telework)

ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいいます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者等の親密な関係にある、または親密な関係にあった人(事実婚、元配偶者、共同生活者を含む)からの暴力をいいます。「なぐる」「ける」、といった身体への暴力だけでなく、「大声で怒鳴る」、「無視する」、「子どもに危害を加えるといっておどす」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力などがあります。

は・八行

配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護、支援を図ることを目的とする法律です。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。

パープルリボン運動

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを身につけることにより、暴力の下に身を置いている被害者に対して一人ではないことを伝え、励ますとともに、女性に対する暴力の根絶を訴える運動です。

ハラスメント(Harassment)

他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、マタニティ・ハラスメント(妊娠期における嫌がらせ)、パワー・ハラスメント(上司などからの嫌がらせ)などがあります。

HUG(Hinanzyo Unei Game、避難所運営ゲーム)

避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして、平成 19(2007)年に静岡県が開発したもので、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

ピアカウンセリング

「ピア」とは 仲間という意味で、ピアカウンセリングの考え方は、同じ背景を持つ人同士が、対等な立場で時間を対等に分け合って、話しを聞き合うことで、精神的サポートや情報提供などを行います。

参考資料

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしたい人と、子育ての援助を受けたい人がお互いに会員になって助け合い、子どもたちの健やかな育ちを地域で援助していくための会員組織です。

ポジティブ・アクション(Positive Action、積極的改善措置)

一般的に、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

ら・ラ行

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階。人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期の段階をいいます。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive Health/Rights、性と生殖に関する健康と権利)

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

ロールモデル

「将来こうありたい」と目標にする存在であり、理想的で模範となる人物のことです。ロールモデルの存在は、人材のモチベーションアップや育成を促進します。

わ・ワ行

ワーク・ライフ・バランス(Work Life Balance、仕事と生活の調和)

働くすべての人々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことをいいます。

SDGs（持続可能な開発目標）におけるジェンダー平等の必要性

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs*)」は経済・社会・環境の三側面の取組により、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール(意欲目標)と169のターゲット(行動目標)、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。その中で、「ジェンダーの視点」を取り込むことは、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」のみならず、SDGs*の全ての目標の実現に不可欠なものとしてされています。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



ロゴ：国連広報センター作成

SDGsの17の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標 10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標 11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標 12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

11 おやまF1評定の経緯と提言

F1とは、広告・放送業界のマーケティング用語の「F1層」からきており、20歳から34歳までの女性を指します。この層は新しいトレンドにも敏感でキャリアアップや子どもの教育にも熱心なことから、多くの企業・マスコミの関心を集めてきました。この会議は、女性が暮らしやすいまちづくりのさらなる推進を図るため、子育て世代でもある20歳代から40歳代の女性委員の意見やニーズを掘り起こすとともに、女性の市政参加を促進するため開催し、いただいた意見や提言の一部は、本計画に反映させております。

第1回おやまF1 評定【令和2年8月1日】

- 市事業に対する質疑応答
- ワールド・カフェによる話し合い

・事前に配布した行政資料をもとに、市事業に対する質疑応答を行った後、4チームに分かれ、途中でメンバーが入れ替わる「ワールド・カフェ方式」での意見交換を行いました。

第2回おやまF1 評定【令和2年8月22日】

- チーム提言のアイデア出し
- 行政に聞きたいことの確認

・4チームに分かれて、各テーマに基づき提言に向けてのアイデアを出し合い、行政に聞きたいことを確認しました。

第3回おやまF1 評定【令和2年9月19日】

- 行政職員を交えたディスカッション
- アイデアのリデザイン

・提言に関する行政からの回答とアドバイスをもとに、アイデアについて再度見直しを行いました。

第4回おやまF1 評定【令和2年10月3日】

- アイデアを魅力的に伝えるための作戦会議
- 最終発表

・チーム提言の発表に向け、提言内容の取りまとめ、確認、準備を行い、最終発表を行いました。

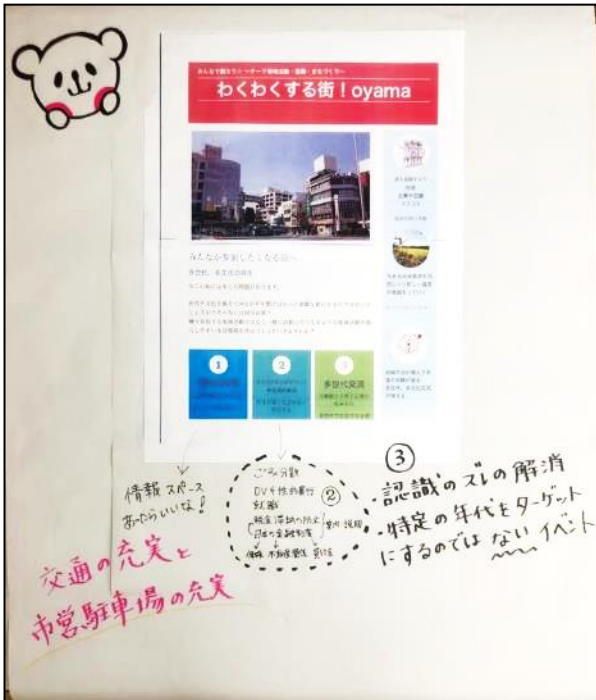


おやま F 1 評定委員名簿

◎座長：桑島 英理佳（桜の聖母生涯学習センター研究員）

1. 地域活動・協働・まちづくり	2. 子育て・教育	3. 男女共同参画・女性活躍推進	4. ワーク・ライフ・バランス
戎 奈央	大脳 沙耶	荒川 留美	金丸 由佳
グレー エレノ	佐藤 佑子	佐山 穂奈美	小林 千恵
村上 江利香	田中 鈴枝	須山 優菜	関口 絵里加
村田 玲子	🍀	甫坂 裕子	渡邊 由佳理

チーム1(地域活動・協働・まちづくり)



テーマ わくわくする街! oyama

①駅前の改善

駅前の店舗を充実させ、交流できる場をつくる。さまざまな情報を一元化し、提供する情報スペースがあるとよい。交通機関や市営駐車場の拡充を図る。

②多文化共生のまちづくり

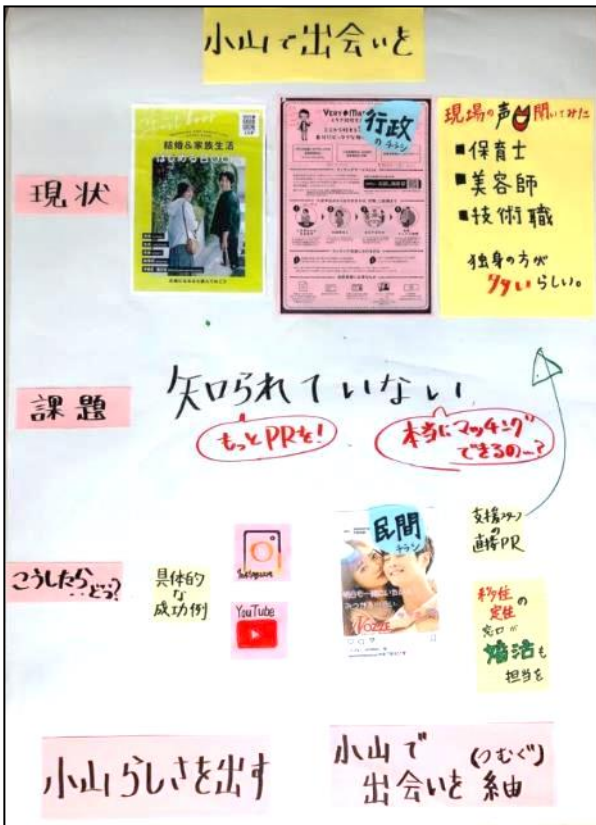
多言語の表記、文化の違いを認め合い、協力する。外国人にもわかりやすい小山市へ。(ゴミの分別、DV や性的暴行の防止。就職、税金、保険、不動産、貸付金の案内)。多言語でアクセスできる場所・いろいろな国の人たちが集まれる気軽なカフェがあるとよい。

③多世代交流

多世代で交流できる場を設けることで、地域の目が増え、子どもたちへの危険が減る。高齢者も交流することにより、孤独が減り、認知症予防に繋がる。

→自分たちで実現したいこと:多言語カフェ(情報スペース)を駅前にオープンさせる。

チーム2(子育て・教育)



テーマ 小山で出会いを!

①ベリーマッチング登録者数を増やすために、具体的な成功例をPR

結婚支援センターの認知度を上げるため、Instagram・YouTubeなどのSNSにより、具体的な成功例(結婚式の様子・デートをしている様子などフォトジェニックな場所で撮影したもの)のPRやZoomでのお見合い開催などの工夫をする。

②支援スタッフの直接のPR

民間のチラシを参考にし、出会いが少ない事業所(美容師や保育所等)に支援スタッフが直接PRする。

③婚活支援事業の所管課を「移住定住」の部署へ

県内・市内の子育て世代の人口増加に繋げるため、「婚活支援事業」を「移住定住」を推進する部署で行っていくとよい。

→自分たちで実現したいこと:「小山で出会いを(つむぐ)」をキャッチコピーに小山らしさを出したPRをする。

チーム3(男女共同参画・女性活躍推進)



テーマ 輝く女性が集う街 OYM

①Instagram戦略で皆がリフレッシュ保育！
働く時、美容院に行く時、病児保育を頼みたい時、フレキシブルに保育を利用できる仕組みづくりや保育士の確保を行う。

「小山の輝く女性」、「ロールモデル*」を増やし、Instagram で発信する。次の世代が「子育ても仕事も楽しそう」と思えるように、まずは私たちの世代が「楽しむ」ことを大切にする。

②小山の魅力を発信！目指せ熱海！
マスメディアの力を活用し、ロケ地誘致や小山出身の有名人にPRしてもらい、「小山に行きたい！」という女性の数を増やす。「行ったことがある」が住んでみようのきっかけになる。輝いている女性をメディアで取り上げて「あんな人になりたい」というロールモデル*を増やす。

③サブスク運営で！ポスト10ピクニック！
市民主体のイベントを活性化させることで、人と人のつながりを増やし、「ずっと住んでいたい小山」を目指す。ハード面は行政、ソフト面は女性のセンスを取り入れた、行政と民間の団体が連携し運営する他市の10ピクニックのようなイベントを開催する。資金面でも市の補助金に頼るだけでなく、サブスク運営を取り入れるなどの工夫をする。

→自分たちで実現したいこと：「#OYMで満喫」の活動(SNS)で小山の魅力を発信する。

チーム4(ワーク・ライフ・バランス)



テーマ HAPPY&LOVE MYSELF

①自身のタイムマネジメントと居場所づくり
やりたいことに時間を注ぎ、収益化できるよう、生き生きと働くことができ、心豊かに人生を送れる居場所づくりを行う。人・金・時により希望を叶える場所を自分の意志で動き設ける。子育ても仕事もしながら生活する上で、自分自身が満たされ、自分のワーク・ライフ・バランス*を保つために、何が必要で何がいらぬものかを断捨離する。

②情報の使い分け
溢れる情報の使い分けを行う。アプリ・ソフトウェアを利用し、学び・アドバイス・相談・人とのつながり(市民目線のイベント)が得られる情報やニーズに合った就職先の相談窓口「行政(安心)と民間(ソフト)」などの情報が集約して見られる得られる場所、見やすいHPの作成を行う。



小山市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

第4次小山市男女共同参画基本計画

発行 令和3(2021)年3月

企画・編集 小山市総務部男女共同参画課

※令和3年4月からは、「人権・男女共同参画課」が担当課となります。

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

電話 0285-22-9296

FAX 0285-22-8972

